

JAあおばの現況

(令和7年度あおば農業協同組合ディスクロージャー誌)

目 次

ごあいさつ	
1. 経営方針	1
2. 経営管理体制	10
3. 事業の概況(令和7年度)	11
4. 農業振興活動と地域貢献情報	14
5. リスク管理の状況	17
6. 自己資本の状況	27
7. 主な事業の内容	28
【経営資料】	
I. 決算の状況	36
1. 貸借対照表	37
2. 損益計算書	38
3. キャッシュ・フロー計算書	39
4. 注記表	40
5. 剰余金処分計算書	62
6. 部門別損益計算書	63
7. 会計監査人の監査	64
II. 損益の状況	65
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	65
2. 利益総括表	65
3. 資金運用収支の内訳	66
4. 受取・支払利息の増減額	66
III. 事業の概況	67
1. 信用事業	67
1-1. 貯金に関する指標	67
(1) 科目別貯金平均残高	67
(2) 定期貯金残高	67
1-2. 貸出金等に関する指標	67
(1) 科目別貸出金平均残高	67
(2) 貸出金の金利条件別内訳残高	67
(3) 貸出金の担保別内訳残高	67
(4) 債務保証見返額の担保別内訳残高	67
(5) 貸出金の用途別内訳残高	68
(6) 貸出金の業種別内訳残高	68
(7) 主要な農業関係の貸出金残高	68
(8) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	69
(9) 元本補てん契約のある信託に係る債権の状況	69
(10) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	70
(11) 貸出金償却の額	70
1-3. 内国為替取扱実績	70
1-4. 有価証券に関する指標	70
(1) 種類別有価証券平均残高	70
(2) 商品有価証券種類別平均残高	70
(3) 有価証券残存期間別残高	71
1-5. 有価証券の時価情報等	71
(1) 有価証券の時価情報等	71
(2) 金銭の信託の時価情報	72
(3) デリバティブ取引、金融デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	72
2. 共済取扱実績	73
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	73
(2) 医療系共済の共済金額保有高	73
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	73
(4) 年金共済の年金保有高	73
(5) 短期共済新契約高	74

3. 経済事業取扱実績	74
(1) 買取購買品取扱実績	74
(2) 受託販売品取扱実績	74
4. 指導事業	75
IV. 経営諸指標	76
1. 利益率	76
2. 貯貸率・貯証率	76
V. 自己資本の充実の状況	77
1. 自己資本の構成に関する事項	77
2. 自己資本の充実度に関する事項	79
3. 信用リスクに関する事項	83
4. 信用リスク削減手法に関する事項	91
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	92
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	92
7. CVAリスクに関する事項	92
8. マーケット・リスクに関する事項	92
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	93
10. 出資等株式等エクスポージャーに関する事項	93
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	94
12. 金利リスクに関する事項	95
VI. 連結情報	97
1. グループの概況	97
1-1. グループの事業系統図	97
1-2. 子会社等の状況	97
1-3. 連結事業概況(令和7年度)	97
1-4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	98
1-5. 連結貸借対照表	98
1-6. 連結損益計算書	99
1-7. 連結キャッシュ・フロー計算書	100
1-8. 連結注記表	101
1-9. 連結剰余金計算書	106
1-10. 連結事業年度のリスク管理債権の状況	106
1-11. 連結事業年度の事業別経常収益等	106
1-12. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	107
2. 連結自己資本の充実の状況	108
(1) 自己資本の構成に関する事項	108
(2) 自己資本の充実度に関する事項	110
(3) 信用リスクに関する事項	115
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	122
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	124
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	124
(7) CVAリスクに関する事項	124
(8) マーケット・リスクに関する事項	124
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	124
(10) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	124
(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	125
(12) 金利リスクに関する事項	126
【JAの概要】	
1. 機構図	128
2. 役員一覧	129
3. 会計監査人の名称	129
4. 組合員数	129
5. 組合員組織の状況	130
6. 特定信用事業代理業者の状況	130
7. 地区一覧	130
8. 店舗等のご案内	130

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
 本書内表示単位金額未滿を切り捨てて表示している箇所があります。
 計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

ごあいさつ

平素より J A あおば並びにあおば興産株式会社、株式会社セレモニーあおば、株式会社グリーンパワーあおばの各事業に格別のご理解、ご利用を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、組合員の皆様、利用者の皆様に広く当 J A の業務内容などを報告するため、ディスクロージャー誌を作成しました。当 J A を巡る情勢や経営の実態についてご賢察いただければ幸いです。

さて、令和 7 年度は近年同様、猛暑下の農作業を余儀なくされるなど、農作業には大変なご苦勞があったことと拝察しますが、その成果として安定した収穫量を確保し、併せて高い 1 等米比率を維持して頂いたことに心から感謝申し上げます。

「令和の米騒動」と言われる一連のコメを巡る情勢は未だ収束を見せず、一転してコメ余りの状況が、稲作農家や組織に大きな不安を与えているところとなっています。一時的な米価の高騰は収束を見せつつありますが、米価は国際紛争の長期化などによる農業資材費の高止まりなどのコストの増嵩を反映したものでなければ、農業生産者の経営の持続性を保つことができません。私たちは、消費者の皆様に、安定的に安全な食料を供給することが最も重要な課題であると考えています。

J A あおばは、各層会議や女性部、青壮年部、各生産出荷協議会等の組合員組織の皆様のご意見、ご協力をいただきながら、地域農業の維持・発展に組織の総力を挙げて取り組んでまいりました。なかでも「J A あおば営農振興助成金」は、実施初年度として 9 件を採択し、管内各地区で本助成金を活用した生きいきとした営農活動が展開されています。

組合員の皆様、利用者の皆様には、本資料にお示した活動の成果や課題についてご意見、ご助言を賜りますとともに、今後とものご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、巻頭の言葉に代えさせていただきます。

あおば農業協同組合

代表理事組合長 中野 秀

1. 経営方針

1. 基本方針

農業経営は物価高が依然収まらず、資材・燃料等の生産コストの増加は経営を強く圧迫しています。一方の米価高騰は販売面の一定の改善はみられるものの、生産者にとっては、価格変動リスクや労働力不足が依然として大きな課題です。こうした中、政府は食料安全保障を重視した政策転換を進め、農地の集約化や担い手支援、スマート農業の導入促進など、生産者の負担軽減と生産性向上を目指す施策を打ち出しています。安定した所得確保と自足可能な農業経営を実現できるかが大きな課題となっています。

こうした農業情勢を踏まえ、昨年度から設置した「営農振興助成金」を令和8年度も募集を開始しました。また、中山間地農業の問題について協議する特別委員会や農業機械センターに関する諮問委員会などの継続審議を進めます。これにより、県や市、民間企業の指導・協力も受けながら、当農協が管内農業の継続経営の一役を担えるよう、協議し実践します。

農協と生産者の信頼関係は、TAC や営農相談員の日ごろからの相談対応等による積極的な活動を進めることにより連携を密にし、絆を深めたいと考えています。また、再生産できる販売価格や付加価値の高い農産物生産の提案など、農協の役割である販売と生産の主導を基本に、事業改善や体制整備を協議し実践しながら、相談しやすく信頼される組織体制を構築します。

農協経営は、長期にわたる低金利金環境の利ザヤ縮小が続いたことによる経営基盤強化が課題でしたが、金利の正常化局面に入ったことで、収益改善が期待される状況となりました。また、金利変動による有価証券運用リスクや自己資本の充実、健全性の確保なども重要な課題です。管理費では本店建設を主体とした固定資産の減価償却費と解体費用の増大や職員の人件費の負担増も見込まれ、高騰が続く光熱費など業務費増額も懸念されます。このため、業務の改善や効率化を積極的に進め、各事業収益の確保に努めます。今後も効率的な事業運営と事業利益の確保を図り、組合員への出資配当や利用高配当を還元できる体制へ経営改善を進めます。

J A あおばは、「J A あおば中期戦略（2025～2027 年度）」を掲げる 2 年目となり、4 課題と持続可能な開発目標（SDGs）への積極的な取り組みを行うため、各事業を通じて 2030 年の目標達成に向けて継続して活動します。また、自己改革を着実に実践できるよう組合員や利用者との対話を基本に、地域の農業やくらしになくてはならない存在としての役割を発揮し、次に掲げる項目を軸に事業展開を進めます。

2. 重点実施事項

1. 持続可能な食料・農業基盤の確立

- (1) 持続可能な地域農業の実践
- (2) 需要に応じた生産・販売と主食用米のフル生産
- (3) 生産・販売一体となった農業所得の増大

2. くらし・地域活性化・組織基盤強化戦略

- (1) 組合員との「アクティブ・メンバーシップ」の確立
- (2) 総合事業を通じた生活インフラ機能の発揮

3. 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の確立

- (1) 持続可能な経営基盤の確立・強化
- (2) 組合員・利用者から信頼される業務運営の実践
- (3) 協同組合らしい人づくり
- (4) J A 自己改革を支える事業展開

4. 協同組合の役割や価値に対する理解の醸成

- (1) 戦略的な情報発信に向けた広報活動の強化
- (2) 農政運動の強化
- (3) 農業に対する国民理解の醸成と消費者の行動変容

3. 経営理念

組合員とともに、「食」と「農」を通して地域の中で発展し続ける J A をめざします

4. 事業方針及び事業計画

(1) 指導事業

イ. 事業方針

令和8年度においては、下記の営農指導方針を定め、今後の農業情勢を多方面から想定・分析をしながら、農産物生産販売に対する方向性を具体的に提案・提示し事業展開を進めます。併せて、管内生産者の皆様の所得向上、地域農業の活性化、農作業の省力化に伴うスマート農業の推進、需要に応じた実需者に選ばれるJAを目指し、積極的に事業に取り組みます。また、営農振興助成金を活用した幅広い担い手支援の育成強化と多様な農業者が農業所得を向上できる生産体制に努めます。

《営農指導方針》

- ① 安定的な米生産販売体制と経営継続可能な営農体制の確立
- ② 管内農産物の特産ブランド化への取組
- ③ 担い手・営農組織・新規就農者・出荷組織の育成
- ④ 中山間地域の園芸作物生産販売等を通じた活性化
- ⑤ 営農・生活相談員のレベルアップによる的確で丁寧な相談対応
- ⑥ 農作業の省力化に伴うスマート農業の推進
- ⑦ 安心・安全な農産物の提供により信頼される産地作りを目指して

ロ. 事業計画

項 目	事 業 実 施 名	事 業 内 容
営 農 改 善 対 策	米生産販売多様化事業	主食用米作付面積を最大限に維持し業務用米つくばSD2号作付面積560haを軸とした需要に応じた米の生産、「富富富」の需要に応じた作付け推進
	あおば米品質向上事業	土壌分析診断冊子を用いた土づくり指導、栽培記録簿配布・点検、農業生産工程管理（GAP）、試験肥料、試験農業を通じた品質・収量・食味向上の検証、穀粒判別機、食味計による品質、食味向上に向けた栽培指導の検討、水田雑草対策事業、農作業省力化に伴うスマート農業の推進、気象変動に対応した栽培体系と推進
	担い手・営農組織・出荷団体等育成支援事業	担い手及び担い手組織・営農組織・新規就農者・各種団体の育成と後継者の育成、各種栽培技術研修会等の開催、担い手連絡会議の開催 営農振興助成金による農業従事者の確保、育成と経営強化支援
	畜産振興対策事業	畜産協議会の育成、耕畜連携事業、行政と協力した疾病対策、疫病対策資材支援
	中山間地域活性化事業	園芸特産作物増産対策事業、地域コミュニティ活性化推進、農作物鳥獣害対策資材助成事業、行政と協力した有害鳥獣対策
	生産組合活動対策事業	生産組合長会議の開催（年2回）、農事座談会の開催、JA生産組合活動補助事業
	営農指導事業	水稻情報、営農とやま、栽培こよみ等の作成・配布、青田廻り活動、TAC活動、水稻適期作業看板の設置
事 生 業 活 対 文 策 化	青壮年部活動対策	青壮年部（各支部）組織育成各種会合・行事・イベント等への積極的な参加支援
	女性部活動対策	女性部（各支部）組織育成各種会合・行事・イベント等への積極的な参加支援
	生活指導活動対策	ふれあい生活文化活動支援、日帰りドック推進事業、助け合い組織の活動の支援
教 育 情 報 対 策	食育活動	学校農園の取り組み支援、ふれあい農園等の積極的な取り組み、花育教育としての管内小中学校、保育園等へ切花シャクヤクの無償配布、食育関連講習会・イベントの開催
	広報活動	子供向け農業情報誌「ちゃぐりん」の管内小学校への無償配布、「日本農業新聞」・家の光図書「家の光」・「地上」・「ちゃぐりん」の購読普及推進、マスメディア等による管内農畜産物及び加工品の積極的な販売PR、広報「あおば」・JAあおば情報提供紙「ぷちあおば」によるオープンな情報提供、「あおばのじんちゃん」着ぐるみキャラクターを活用したPR活動

ハ. 収支計画

(単位：千円)

項	目	前 年 度 実 績	本 年 度 計 画	備 考
収 入	指 導 事 業 補 助 金	37,000	26,440	
	実 費 収 入	3,501	4,525	
	そ の 他	522	-	
	計	41,025	30,965	
支 出	営 農 改 善 費	62,048	52,210	
	生 活 文 化 事 業 費	2,028	2,170	
	教 育 情 報 費	8,015	8,680	
	計	72,093	63,060	
収 支 差 額		△31,067	△32,095	

(2) 信用事業

イ. 事業方針

中期3ヶ年計画の2年目、低金利時代から金利上昇局面へと環境が変化し、信用事業を取り巻く状況は依然厳しいものの、地域社会の変化に柔軟に対応しJAとして地域に積極的に出向く体制を強化します。また、JAバンク中期戦略で掲げる「事業基盤」、「農業融資」、「次世代への対応」、「デジタル・事業効率化」、「経営戦略の高度化」、「マネロン・金融犯罪対策」を意識し、利用者ニーズに合ったサービスの提供と利用者増大に取り組めます。

ロ. 事業計画

(単位：千円、%)

種 類		前 期 末 残 高 (A)	本 年 度 計 画		前 年 対 比 (B / A)	
			期 末 残 高 (B)	平 均 残 高		
貯 金	当 座 性	65,139,145	65,588,593	64,862,760	100.6%	
	定 期 性	50,532,417	50,767,426	51,044,563	100.4%	
	計	115,671,563	116,356,019	115,907,323	100.5%	
貸 出 金	手 形 貸 付	11,846	-	494	-	
	証 書 貸 付	14,910,313	14,645,844	14,744,873	98.2%	
	当 座 貸 越	223,895	213,630	219,976	95.4%	
	計	15,146,054	14,859,474	14,965,343	98.1%	
預 金	系 統	当 座 性	4,137,298	4,118,304	3,746,119	99.5%
		定 期 性	79,000,000	78,200,000	77,650,000	98.9%
		小 計	83,137,298	82,318,304	81,396,119	99.0%
	系 統 外	-	-	-	-	
	計	83,137,298	82,318,304	81,396,119	99.0%	
有 価 証 券	国 債	7,087,390	7,587,390	7,374,890	107.0%	
	地 方 債	1,718,120	1,718,120	1,718,120	100.0%	
	政 府 保 証 債	94,770	94,770	94,770	100.0%	
	金 融 債	97,170	97,170	97,170	100.0%	
	特 別 法 人 債	3,301,170	3,301,170	3,301,170	100.0%	
	計	12,298,620	12,798,620	12,586,120	104.0%	

(3) 共済事業

イ. 事業方針

組合員・利用者を第一に考えた共済事業推進活動のもと、一人ひとりにあわせた保障提供と未来を見据えた基盤づくりを進めるため、次の3つに取り組みます。

- ① 次世代・次々世代を中心とした関係性強化・仲間づくりの強化 <基盤・活動>
- ② 対話を重視した保障点検・ニーズ喚起の浸透・定着 <保障提供>
- ③ 事業推進実践に向けた体制・育成の強化 <体制・育成>

事業推進活動を取り巻く環境や令和7年度の課題を踏まえ、「組合員・利用者本位の業務運営」の実現に向けてコンプライアンスを徹底する。

ロ. 事業計画

① 長期共済保有高

(単位：千円、%)

種 類		前 期 末 保 有 高 (A)	本年度計画期末保有高(B)	前 年 対 比 (B / A)
生 命 共 済 総 合 共 済	終 身 共 済	63,153,516	61,671,953	97.6%
	定 期 生 命 共 済	1,181,550	1,223,002	103.5%
	養 老 生 命 共 済	12,099,620	11,564,742	95.5%
	内 こども共済	4,386,276	4,052,298	92.3%
	医 療 共 済	278,550	245,888	88.2%
	が ん 共 済	147,000	133,971	91.1%
	定 期 医 療 共 済	954,600	888,021	93.0%
	介 護 共 済	1,563,184	1,653,173	105.7%
建 物 更 生 共 済		141,203,146	138,075,886	97.7%
合 計		220,581,167	215,456,638	97.6%

(注) 1. 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額です。

② 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円、%)

種 類	前 期 末 保 有 高 (A)	本年度計画期末保有高(B)	前 年 対 比 (B / A)
医 療 共 済	21,307	19,946	93.6%
	243,960	273,565	112.1%
が ん 共 済	5,318	4,882	91.8%
	15,680	25,074	159.9%
定 期 医 療 共 済	1,535	1,422	92.6%
合 計	28,160	26,251	93.2%
	259,640	298,640	115.0%

(注) 医療共済及びがん共済は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

③ 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円、%)

種 類	前 期 末 保 有 高 (A)	本年度計画期末保有高(B)	前 年 対 比 (B / A)
介 護 共 済	2,343,950	2,428,862	103.6%
認 知 症 共 済	92,300	93,259	101.0%
生活障害共済(一時金型)	259,300	267,252	103.0%
生活障害共済(定期年金型)	43,500	43,610	100.2%
特 定 重 度 疾 病 共 済	213,300	221,628	103.9%

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額です。

④年金共済の年金保有高

(単位：千円、%)

種 類	前 期 末 保 有 高 (A)	本年度計画期末保有高 (B)	前 年 対 比 (B / A)
年 金 開 始 前	1,369,991	1,394,820	101.8%
年 金 開 始 後	875,950	819,180	93.5%
合 計	2,245,942	2,214,000	98.5%

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保障年金額)です。

⑤短期共済新契約高

(単位：千円、%)

共 済 種 類	前 年 度 実 績		本 年 度 計 画		前 年 対 比 (B / A)
	保 障 金 額	掛 金 (A)	保 障 金 額	掛 金 (B)	
火 災 共 済	36,082,000	29,440	37,344,870	30,475	103.5%
自 動 車 共 済		430,381		460,609	107.0%
傷 害 共 済	19,533,000	2,704	20,294,787	2,811	103.9%
定 額 定 期 生 命 共 済	18,000	133	18,000	133	100.0%
賠 償 責 任 共 済		867		896	103.3%
自 賠 責 共 済		43,541		41,854	96.1%
合 計		507,068		536,779	105.8%

(4) 購買事業

イ. 事業方針

生産資材については、出向く活動の強化による担い手・営農組織の要望に応じた生産資材の提供、農作業の効率化・省力化に向けた雑草抑制シートの普及、本田及び畦畔雑草の防除対策の強化等の推進活動を展開し供給量の増大を目指します。

生活物資については、組合員の皆様にご満足いただける商品提供、あおば米の適正在庫と販売強化、インターネットや通信販売を活用した取り組み、特産ブランド商品の推進活動強化に努めます。直売所においては、消費者の需要に応じた農産物や加工品の取扱い、出荷者組織である農産物直売会を中心としたイベントの開催、農産物出荷の仕組みの見直しによる安全・安心な店づくりに努めます。

ロ. 買取購買品供給計画

(単位：千円、%)

種 類	前 年 度 実 績		本 年 度 計 画		前 年 対 比 (B / A)
	供 給 高 (A)		供 給 高 (B)		
生 産 資 材	肥 料	546,689	550,000		100.6%
	農 薬	429,783	433,000		100.7%
	飼 料	52,833	52,000		98.4%
	生 産 雑 資 材	159,867	205,320		128.4%
	計	1,189,173	1,240,320		104.3%
生 活 資 材	米	206,738	190,000		91.9%
	食 料 品	134,097	134,000		99.9%
	酒 ・ 塩	13,064	13,300		101.8%
	衣 料 品 ・ 装 飾 品	6,252	7,000		111.9%
	日 用 品	46,295	47,000		101.5%
	燃 料	170	180		105.8%
	そ の 他 耐 久 資 材	55,106	3,500		6.3%
	サ ー ビ ス 券 等	1,742	1,700		97.5%
合 計	計	1,652,640	1,637,000		99.0%

(5) 販売事業

イ. 事業方針

農家組合員の農業所得の増大に向け、米の販売を中心として、安定的な農業経営が可能となるよう、実需先から米の生産販売受注を確保し、家庭用米や今後さらに需要が見込める業務用米の販売体制の強化を進めます。園芸品目においては、水田フル活用のもと、産地高収益出荷作物をはじめとする各種野菜や花き・果樹の栽培面積拡大と特産化またはブランド化につながる共販および直売体制をあわせて強化していきます。さらには、安全・安心で消費者の皆様へ選択いただき喜ばれる農畜産物の販売を推し進めます。

ロ. 受託販売品販売計画

(単位：千円、%)

種 類				前 年 度 実 績	本 年 度 計 画	前 年 対 比 (B / A)	
				取 扱 高 (A)	取 扱 高 (B)		
農	米	出 荷 契 約 米	J A 米	3,903,133	3,200,000	81.9%	
		規 格 外 米 ・ 等 外 米			170,310	132,000	77.5%
		輸出用米・複数年業務用米			138,352	8,500	6.1%
		備 蓄 米			66,272	-	-
		飼 料 用 米			16,470	8,000	48.5%
		小 計			4,294,538	3,348,500	77.9%
産	麦			12,001	12,000	99.9%	
	豆 類 ・ 雑 穀			10,076	17,000	168.7%	
	野 菜			61,824	62,000	100.2%	
	果 実			6,033	6,100	101.1%	
	花 卉 ・ 花 木			20,283	21,000	103.5%	
	そ の 他			4,972	5,000	100.5%	
	計			4,409,730	3,471,600	78.7%	
物	生 乳			722,831	721,000	99.7%	
	豚			171,268	170,000	99.2%	
	牛			45,447	45,000	99.0%	
	計			939,546	936,000	99.6%	
合 計				5,349,277	4,407,600	82.3%	

(6) 保管事業

イ. 事業方針

安全・安心で品質の良いあおば米、あおば産大豆、あおば産大麦を実需先および消費者の皆様へ安定的に供給していくため、適正な農産物検査の実施により生産者と実需者双方の信頼を獲得し、あおば産農産物の販売拡大を進めます。農業倉庫においては、あおば米の評価を高めていくため、徹底した品質管理と安全かつ効率的な入出庫体制の構築に努めます。

ロ. 事業計画

(単位：千円、%)

施 設 の 種 類			前 年 度 実 績	本 年 度 計 画	前 年 対 比 (B / A)
			保 管 料 (A)	保 管 料 (B)	
米			54,335	46,300	85.2%
大	豆		242	300	123.9%
大	麦		-	-	-
合	計		54,578	46,600	85.3%

(7) 利用事業

イ. 事業方針

需要に応じた安定的で計画的な米や大麦・大豆の生産販売体制の確立を推進していくため、カンントリーエレベーターにおいては、利用率の向上に伴う計画的な受入体制の確立を図り、農家組合員の皆様にとって、安心して利用できる施設運営をすすめ、実需者から強く要望のある、常に安定した高品質で安全・安心な米の供給販売に努めます。育苗センターにおいては、農家組合員にしっかりとした健苗を供給するために品質管理の徹底を図ります。

ロ. 事業計画

(単位：千円、%)

施設の種類	前年度実績	本年度計画	前年対比(B/A)
	取扱高(A)	取扱高(B)	
育苗センター	129,897	139,500	107.3%
カンントリーエレベーター	200,572	208,160	103.7%
大豆乾燥調整施設	3,633	4,000	110.1%
農作業受託事業	1,989	3,360	168.9%
その他	1,009	1,020	101.0%
合計	337,103	356,040	105.6%

(8) 介護・福祉事業

イ. 事業方針

住み慣れた地域で安心して過ごすことが出来るように、その人の生活・人生を尊重し、できる限り自立した生活が自宅で送れるような支援を行います。また、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供されるようBCP（事業継続計画）を構築します。

○介護事業

1. デイサービス事業

自立支援型・リハビリ強化型デイサービスであり、歩行や体操、運動能力向上器具を使った運動で生活機能の維持向上を図ります。また、本人のできる能力を奪う事の無いように、できない部分のみを支援して「できることはもっとできるように」を基本とした自立支援に取り組みます。

令和8年度は、生活機能維持向上を目指した運動や認知症の対応について強化していきます。

2. 居宅介護支援事業（ケアマネジャー）

利用者様やご家族の意向調整を行い、ケアプランの作成や介護保険の申請・介護相談を行います。住み慣れた地域で安心して継続して過ごすことができるように、新しいサービス情報や予測されるサービス等の情報を提供しながら、利用者様やご家族が安心して過ごせるよう努めます。

3. 訪問介護事業（ヘルパー）

ヘルパー事業は、利用者宅を訪問し入浴・排泄・食事の介助等の身体介護や調理・洗濯・掃除等の日常生活の支援を行います。日常の身の回りのことを自分でできるように自立支援の援助を行うことで自宅での生活の継続を促しています。1人暮らしの方でご家族が遠くに住んでおられる方もご家族の意向を尊重しながら支援を行います。

○福祉事業

「予防は治療に勝る」をスローガンに、健康な生活ができるように支援します。地域住民に対して認知症予防や筋力低下予防に有効で簡単な健康体操やゲームを行い、健康増進活動を進めることで地域貢献を行います。

ロ. 事業計画

(単位：千円、%)

事業名	前年度実績	本年度計画	前年対比(B/A)
	取扱高(A)	取扱高(B)	
介護・福祉事業収益	118,374	120,900	102.1%
介護・福祉事業費用	21,659	20,850	96.2%
差引	96,714	100,050	103.4%

5. 経営管理方針

(1) 経営管理計画

イ. 経営管理の重点事項

- ① 自己資本を充実し健全で安定した経営基盤を作ります
- ② 組合員加入を促進し利用者の拡大を図ります
- ③ 農産物のブランドづくりに着手し、付加価値の高い商品化を図ります
- ④ 経営の効率化を進め、事業利益を高めます
- ⑤ 推進目標を明確にし、計画達成を目指します
- ⑥ 役職員の意識改革を図り、事業の率先利用を促します
- ⑦ 組合員との対話を通して、夢のある農業を目指します
- ⑧ 教育活動を重視し、協同運動の理解を深めます

ロ. 組合員及び役職員の教育訓練の基本方針

(1) 組合員

- ① 活力ある地域農業の振興と再生産可能な農業経営への育成・指導
- ② 地域農業を担う組織や事業活動組織のリーダー育成
- ③ 新規就農者への支援や農業後継者への教育研修の充実・強化

(2) 役員

- ① 高度化・複雑化する業務管理・監査機能の充実と強化
- ② 社会的責任の増大に伴うトップマネジメント機能の充実と強化

(3) 職員

- ① 接客・対応・身だしなみ・職場環境整備等の徹底
- ② 不祥事防止・コンプライアンス（法令等遵守）体制の確立
- ③ 職員研修及び専門的能力の向上

2. 経営管理体制

1. 経営執行体制

当 J A は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況(令和7年度)

令和7年度は、J Aあおば中期戦略（2025～2027年度）の初年度であり、基本重点目標の4項目に取り組んでまいりました。

食料・農業戦略については、「担い手連絡会議」の開催等によって過剰転作を防ぐことが出来ました。また、「J Aあおば営農振興助成金」を活用し支援を行いました。

くらしと地域の活性化では、「中山間地農業の振興に関する特別委員会」を設置し、当該地域の役員や市議、県・市担当者も含め広く意見を求め、J Aあおば独自の対策の協議を始めました。

経営基盤強化戦略では、自己改革への取り組みとして直売所を中心にふれあいイベントを開催、また、全役職員による組合員訪問を行うことで、つながりを深める活動を実施しました。

広報戦略では、広報誌に地域のキーパーソンとの懇談内容を掲載するなど、地域の身近な方々の率直な意見や活動が伝わるよう努め、併せてSNSによる直売所や経済事業のPR活動の強化を図りました。主な事業活動と成果については以下のとおりです。

1. 信用事業

「農業融資の強化」では、営農TACと連携し担い手を中心とした訪問活動を行い、実行1億8,568万円、公庫受託資金をプラスして1億9,094万円の融資を行うことができました。

住宅ローンは業者営業の強化とPR活動に取り組み5億4,638万円、小口ローンはマイカーローン3億5,959万円、教育ローン1,729万円の融資を行うことができました。

年金については本年も新規見込み者を対象とした年金相談会を開催し、年間目標に対し92.0%、また、給与振込は、同95.0%の獲得となりました。JAカードは、年間目標に対して123.0%の実績となりました。これらのことから、総貯金額は、貯金残高1,156億7,156万円となり、前年度並みの99.8%の実績となりました。

2. 共済事業

重点取組事項である“総合事業機能の発揮による組合員・利用者を第一に考えた寄り添う活動の実践”を展開し、3Q活動6,283人、内3Qコール3,474人の活動実績となりました。

J Aあおば独自の自動車共済お見積りキャンペーンを年間施策として実施し、キャンペーン実績は250件となり、年間311件の新規自動車共済の獲得に繋げることができました。

満期等も含めた共済金支払実績は、6,652件、46億6,198万円となりました。

3. 購買事業

生産資材供給高のうち、肥料は計画対比104.5%の5億4,668万円となり、農薬は計画対比105.8%の4億2,978万円となりました。

生活物資供給高のうち、米は計画比168.1%の2億673万円となりました。

直売店舗供給高について、みのり館は前年対比112%、ほほえみ館は同113.9%、やまびこ館は同165.6%となりました。

4. 販売事業

令和7年産米の総集荷数量は、前年並みの157,631俵でしたが、コシヒカリ1等の60kg当たりの概算金が26,000円と前年度に比べ上昇したこともあり、出荷契約米の販売高は、前年に比べ11億6,109万円増の38億5,325万円となりました。

令和7年産大豆の販売高は、単収減により同836万円減の594万円となりました。

令和7年産大麦の販売高は、同96万円増の1,200万円となりました。

5. 保管事業

倉庫などの保管事業総利益は前年に比べ1,777万円増の7,456万円となりました。

6. 利用事業

育苗事業は、総供給数量が前年に比べ、2,988枚増加の130,811枚となりましたが、費用の増大によって、育苗総利益は前年並みの5,185万円となりました。

カントリーエレベーターの荷受総重量は、3施設合計で前年に比べ273トン増の6,473トンとなり、総利益は1,130万円増の1億5,666万円となりました。

7. 指導事業

水稻全般において、「白未熟粒」及び「くさび米」の発生が目立ち、コシヒカリにおける等級格下げの主な要因となりました。また、業務用米「つくばSD2号」の作付面積は542.2haで前年に比べ29ha増、1等米比率は96%となりました。「富富富」は194.8haで同41ha増となり、1等米比率は92.6%でした。これらのことから、うるち米の1等米比率は86.6%と昨年を上回りました。

新規需要米については、備蓄米の作付面積が71.7haで前年に比べ14.8ha減少、飼料用米は179.2haで同57.3ha減少、また、WCS用稲は135.7haで同20.7haの減少、輸出用米は14.1haで同3.7ha増加となりました。

戦略作物の大麦については、栽培面積が263.0haとなり前年に比べ25.5ha減少しました。10a当たり収量は前年に比べ14.9kg増となり、令和7年産製品単収は221.5kgとなりました。

大豆については、栽培面積が173.0haで前年並みでした。3等以上の等級比率は昨年に比べ22.5ポイント低下して5.2%となり、製品単収は前年産に比べ56.8kg減の29kgとなりました。

園芸生産について、にんじん栽培面積は前年産に比べ1.6ha減の6.8haとなりました。単収は、1.1トン/10aと、異常高温の影響などから目標の3トンを大きく下回りました。

切花シャクヤクの出荷は、目標を上回る147千本となりました。

JAあおば営農振興助成金は、審査のうえ、7件の農業経営体に1,173万円を交付しました。

8. 介護・福祉事業

介護センターでは、通所介護（デイサービス）事業、居宅介護支援事業及び訪問介護の3事業に取り組み、各事業とも福祉の実現と収益向上を目標に利用者数を増やす対策やイベントを実施した結果、前年を上回る収益を確保できました。

9. 損益・財務

今年度は、事業総利益の確保と事業管理費の削減に取り組みましたが、評価を下げた受益証券の処分を行ったことや固定資産の減損損失により費用を大きく押し上げることとなりました。

事業収益では、農林中金の無配措置から配当金が減少したものの、各事業では順調に収益を上げた結果、事業利益、経常利益はともに前年度を上回りました。

山田出張所は4月をもって閉所としました。一方、固定資産の取得では、婦中支店・本店と婦中給油所の新築工事に着手しました。また、「農業機械センター建設諮問委員会」を設置し、農業機械センターの老朽化と大型農機具対応について、集約化を含めた今後の体制の協議を始めました。

今年度の事業実績は、事業総利益18億6,819万円、事業利益8,955万円、経常利益1億6,191万円、税引前当期利益1億1,046万円となりました。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

1. 協同組合の特性

当 J A は、富山市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当 J A の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。

当 J A では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当 J A は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J A の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

2. 農業関係の持続的な取り組み

- ・ 廃農薬及び廃ビニールの回収
- ・ 親子体験教室の実施

3. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・ 生産履歴記帳運動
- ・ 農薬の安全使用遵守の周知徹底

4. 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・ 農産物の生産指導
- ・ J A 直売所による地産地消促進
- ・ 大感謝祭の開催

5. 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は115,671百万円（うち定期積金の残高は1,008百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	97,139百万円
そ の 他	18,532百万円
合 計	115,671百万円

6. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は15,146百万円となっております。

J Aは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	9,175百万円
地 方 公 共 団 体	1,871百万円
そ の 他	4,098百万円
合 計	15,146百万円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、① J A等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

7. 文化的・社会的貢献に関する事項(地域とのつながり)

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- ・文化活動の一環として、毎年、小・中学校を対象に書道・作文・図画コンクールを実施し出品作品の募集（全共連、中央会主催）
- ・歳末助け合い運動に協力
- ・秋の大感謝祭の開催
- ・管内中学校の課外学習「14歳の挑戦」に協力(実習の場を提供)
- ・各支店にて年金相談を実施
- ・各支店にて税務相談(住宅ローン特別控除)を開催
- ・保育所の体験農場の運営に協力
- ・小学生向け農業雑誌「ちゃぐりん」の無料配布
- ・日本赤十字社の献血に協力
- ・環境保全と資源保護のため各営農経済センターで農業用廃プラスチック・廃ビニール及び廃農薬を回収
- ・花育活動として、管内の小・中学校や保育所などに花束の贈呈



富山国際大学と産学連携協定
【令和7年6月4日】



大感謝祭
【令和7年11月8日】

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

- ・日帰りドック経費補助
- ・親睦旅行の実施(あおば友の会会員対象)
- ・各地区ふれあい委員会の開催

※あおば友の会 当 J A での年金受給者の会

(3) 情報提供活動

- ・ 広報誌「あおば」の発行
- ・ 情報誌「ぷちあおば」の発行
- ・ その時期に即した営農情報の発行
- ・ ホームページでの情報提供 (<https://ja-aoba.jp/>)
- ・ SNS「Instagram」「LINE」による直売イベントなどの情報提供



広報誌「あおば」



情報提供誌「ぷちあおば」



JAあおば ホームページ
<https://ja-aoba.jp/>

8. 地域密着型金融への取り組み

- (1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針
- (2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備
- (3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援
- (4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援
- (5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み
- (6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

など

- (1) 経営改善資金計画より担い手農業者のニーズを把握し農業融資の推進活動に取り組んでいます。
- (2) 担い手農業者のニーズに対応できる人材育成。また、担い手農業者にTACとの連携による補助金などの情報提供に取り組んでいます。
- (3) JA内の部門間連携を構築し行政からの情報を共有する事により担い手農業者に制度資金を含めた融資提案と情報提供を行っています。
- (4) 新規就農者の金融支援を振興センター、公庫と連携しサポートしています。
- (5) 農業近代化資金の5年無利子やJAのプロパー資金、JAバンク利子補給を活用し、担い手支援をしています。
- (6) JAバンクとして地域の小学5年生向けに食農教育応援事業として教材本の配布を行い、支店ごとの地域ふれあい活動を通じて、保育園との園芸体験などを実施しています。

5. リスク管理の状況

1. リスク管理体制

(1) リスク管理基本方針等

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びＡＬＭ委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

2. 業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制システム基本方針

当JAでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。

- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
 - ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
 - ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

注：上記内部統制システム基本方針は令和6年3月26日時点のものです。

3. 法令遵守体制

(1) コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

(2) コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするリスク管理委員会等を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者・担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. マナー・ローndリング等および反社会的勢力等の排除

社会の秩序や安全に脅威を与えるマナー・ローndリング等および反社会的勢力等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

4. 金融ADR制度への対応

(1) 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

金融共済部(電話：076-454-3181(月～金 9時～17時))

(2) 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

①信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

J A バンク相談所（一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）

※ 平成31年4月1日以降、富山県 J A バンク相談所は、（一社）J A バンク相談所へ運営を移管しております。

②共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）

(<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>)

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 (<https://www.jibai-adr.or.jp/>)

（公財）日弁連交通事故相談センター (<https://n-tacc.or.jp/>)

（公財）交通事故紛争処理センター (<https://www.jcstad.or.jp/>)

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください、①の窓口にお問い合わせください。

5. マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当 J A は、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

6. 利用者保護等管理方針

当ＪＡは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

あおば農業協同組合（以下「当ＪＡ」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

7. 金融円滑化管理方針

当ＪＡは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

あおば農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

8. 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適正な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

注：上記個人情報保護方針は、令和4年4月1日時点のものです。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

9. 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます

10. 苦情受付窓口

当 J A では、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当 J A の業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当 J A は、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

お客様相談窓口

総務部管理課

電話番号／076－454－7447

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前 8 時 30 分～午後 5 時

11. 内部監査体制等

当 J A では、内部監査部門を(被監査部門から独立して)設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本店・支店・事業所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○監査実施状況

監 査 期 間	監 査 内 容 等	監 査 従 事 人 数		
		監 事	補 助 員	計
R7/3/6	内部監査 飼料用米共同計算収支決算（施設販売課）		1.0	1.0
R7/3/27～28、 4/1～3	監事監査 年度末監査（総務部、金融共済部、営農経済部、3支店、山田出張所 4営農経済センター、事業部、1自動車整備センター、1燃料センター、介護セ ンター、LPガスセンター、グリーンパワーあおば）	25.0	5.0	30.0
R7/4/4	内部監査 業務全般（1燃料センター、2農業機械センター）		2.0	2.0
R7/5/14～16	内部監査 業務全般（人事総務課、企画経理課、管理課、貯金為替課、 融資運用課、共済課）		5.0	5.0
R7/6/23、26～27	内部監査 業務全般（営農指導課、営農支援課、施設販売課、経済課）		4.0	4.0
R7/7/28～29	内部監査 業務全般（1燃料センター、LPガスセンター、2自動車整備センター）		4.0	4.0
R7/9/17～19	内部監査 業務全般 損保代理店業務（4支店、共済課）		5.0	5.0
R7/9/26、29 R7/10/1～3	監事監査 上半期末監査（総務部、金融共済部、営農経済部、4支店、 4営農経済センター、事業部、1自動車整備センター、1農業機械センター 2燃料センター、セレモニーあおば）	24.0	5.0	29.0
R7/10/15 R7/10/27	内部監査 業務用米つくばSD2号共同計算収支決算（施設販売課） 無通告内部監査 現物他（4営農経済センター）		1.0 4.0	1.0 4.0
R7/11/14～21	内部監査 個人情報保護オフサイトモニタリング（全事業所）		2.0	2.0
R7/12/12 R7/12/22	内部監査 個人情報保護オンサイトモニタリング （セレモニーあおば、1燃料センター） 内部監査 一次直売米共同計算収支決算（施設販売課）		2.0 1.0	2.0 1.0
R8/1/9、14～15	内部監査 生産履歴記帳 農産物検査 （営農指導課、施設販売課、4営農経済センター）		5.0	5.0
R8/2/26	内部監査 決算棚卸立会（配送センター）		1.0	1.0
監査延べ人数		49.0	47.0	96.0

6. 自己資本の状況

1. 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和８年２月末における自己資本比率は、20.86%となりました。

2. 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あおば農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,230 百万円（前年度 3,298 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

1. 主な事業の内容

(1) 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、ＪＡ・農林中金という２段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

① 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金・県税・市税・各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、31ページをご覧ください。

② 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、32ページをご覧ください。

③ 為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

④ その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のＪＡでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、33～34ページをご覧ください。

(2) 共済事業

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、35ページをご覧ください。

(3) 経済事業

① 購買事業

組合員をはじめ、地域のみなさまの営農と生活に対する物資を供給しております。

取扱品目は、生産資材と生活物資に大別しています。

生産資材では、肥料・農薬・飼料・生産雑資材に分類して、農業生産に直接結びつく品目として取り扱いをしております。

また、生活物資では、衣食住に関する生活用品を取り扱い品目としております。

なお、生産資材・生活物資ともに、全農及び系統業者を主な仕入先としています。

(4) その他の事業

信用事業・共済事業・購買事業のほかに営農指導・生活指導を行う指導事業、農家のみなさまが生産された農産物を販売する販売事業、高齢者の生活を支援する介護事業、農業倉庫事業、カントリーエレベーター等の利用事業を行っています。

2. システムセーフティーネット(貯金者保護の取り組み)

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティーネットで守られています。

(1) 「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、J A バンク会員(J A ・信連・農林中金)総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

(2) 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の J A 等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年3月末における残高は1,653億円となっています。

(3)「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J Aバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJ Aバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

(4)貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運用する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2025年3月末現在で4,861億円となっています。

3. 主な貯金商品

種 類		し く み と 特 徴	お預入期間	お 預 入 金 額	対 象
普 通 貯 金 (総 合 口 座)		●いつでも預入・引出ができます。公共料金の自動引落や、年金・給与の自動振込み、配当金等の自動受取りなどの機能利用できる点で、日常生活に必要なお金を財布代わりに出し入れできる利便性を持っています。 ●定期貯金を担保に、総合口座を組合せれば担保に応じて自動融資を受けることができます。	定めなし	1円以上	個人・法人 (総合口座は個人のみ)
貯 蓄 貯 金		●使いみちなどが定まらないお金を預けて、増やしながらいつでも使える貯金。 ●資金の出し入れは、普通貯金と同様にいつでもできますが、公共料金・クレジット代金等の自動支払いや給与・年金・配当等の自動受取りの口座としてはご利用できません。	定めなし	1円以上	個人
当 座 貯 金		●手形・小切手の決済貯金	定めなし	1円以上	個人・法人
ス ー パ ー 定 期		●お預け期間は1ヶ月以上の決められた期間でプランにあわせて選べます。 ●預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りです。 ●個人の方は総合口座にセットすれば自動融資が受けられ、イザというとき大変便利です。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上	個人・法人
大 口 定 期		●最低預入金額が1,000万円以上の大口の貯金です。 ●自由金利型定期と呼ぶこともあり、市場金利を反映した有利な利率で、大口の資金をさらに大きく増やす貯金です。 ●個人の方は総合口座にセットすれば自動融資が受けられ、イザというとき大変便利です。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円 以上	個人・法人
期 日 指 定 定 期 貯 金		●お預け期間が最長3年間、据置期間1年経過後、任意の日に貯金の全部または一部払戻しができます。 ●1年複利のお得な貯金で長く預けるほど有利です。 ●総合口座にセットすれば自動融資が受けられ、イザというとき大変便利です。	最長3年	1円以上 300万円未満	個人
変 動 金 利 型 定 期 貯 金		●金利情勢に応じて6ヶ月ごとに利率を見直し金利が変動する貯金です。 ●個人の方は総合口座にセットすれば自動融資が受けられ、イザというとき大変便利です。	最長3年	1円以上	個人・法人
据 置 定 期 貯 金		●6ヶ月の据置期間経過後であれば、いつでもお引き出しいただけます。 ●半年ごとの複利計算となります。	最長5年	1円以上 1,000万円 未満	個人
決 済 用 貯 金 (普 通 貯 金)		●利息はつきません、個人のものは総合口座による貸越が出来ます。 ●貯金保護制度により全額保護されます。	定めなし	1円以上	個人・法人 (総合口座は個人のみ)
定 期 積 金		●お楽しみのお目標額にあわせて、毎月預入指定日に積み立てる貯金です。 ●積立期間は自由に選べますから、プランに添って無理なく目標達成ができます。	6ヶ月以上 10年以下	1回 1,000円以上	個人・法人
財 形 貯 金	一 般 財 形 貯 金	●お勤めの方々の財産づくりに最適です。 ●給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1回 1円以上	JAと財形契約を締結している企業の勤労者
	財 形 年 金 貯 金	●退職後の生活に備えて資金づくりに最適です。 ●在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受取できます。また、住宅財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回 1円以上	JAと財形契約を締結している企業の満55才未満の勤労者
	住 宅 財 形 貯 金	●マイホーム資金づくりに最適です。 ●財形専用の金利が適用され、また、年金財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回 1円以上	〃

※商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口までお問い合わせください。

4. 主な貸出商品

種 類	内 容
住 宅 ロ ー ン	●住宅の新築・購入（土地のみの購入も含む）建て替え・リフォーム・中古住宅の購入・他金融機関住宅ローンの借換。上記借入に合わせて、既残高の目的型ローン（自動車ローン、教育ローン等）借換、家電・家具購入資金のおまとめも可能です。
リフォームローン	●リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修、インテリアや外装の工事などにご利用ください。
マイカーローン	●新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。他金融機関借入・ディーラーローンの借換にもご利用ください。
教 育 ロ ー ン	●小学校、中学校、高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定・在学中のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 ●カードタイプのご用意もございます。 ●在学中の方でもご利用になれます。
多 目 的 ロ ー ン	●生活に必要な一切の資金です。ただし負債整理資金、営農資金及び事業資金は除きます。
カ ー ド ロ ー ン	●あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 ●使いみちは自由なのでさまざまに利用できます。 ●全国のJAのCD・ATMはもちろん他の提携金融機関のCD・ATMでも借り入れることができます。

◎その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口までお問い合わせください。

5. 主な各種手数料の一覧

(1)信用手数料

令和8年4月1日現在 消費税(10%)が含まれています

借入手数料		借入手数料		借入手数料		
	項 目	単 位	規 定	料		
手形	貸出手形用紙交付	1枚	55円			
国債保護預かり		年間	無料			
貸	融資可能証明書	1通	11,000円			
	一 部 繰 上		無料			
出	繰 上 完 済 (住宅関連資金含む)	農業関連融資	無料			
		100万円未満	1件	11,000円		
		100万円以上500万円未満	1件	33,000円		
		500万円以上1,000万円未満	1件	55,000円		
		1,000万円以上2,000万円未満	1件	110,000円		
		2,000万円以上	1件	220,000円		
業	貸付条件の変更(相続の場合は除く)		1件	11,000円		
	融 資 審 査 料	農業関連融資		無料		
		住宅関連融資	有担保 1件	110,000円		
			無担保 1件	33,000円		
	その他融資	1件	11,000円			
※全国保証(株)保証付住宅・リフォームローンの融資審査料は事務手数料55,000円が別途必要です。						
務	※協同住宅ローン(株)保証付住宅ローンの融資審査料は33,000円の事務手数料が別途必要です。					
	また、一部繰上返済は5,500円、全部繰上完済は11,000円の事務手数料が別途必要です。					
貯	ICカード・JAカード(一体型)発行	1件(1枚)	無料			
	通帳・証書・カード再発行(盗難・紛失)	1件	1,100円			
金	未利用口座管理手数料(最終異動日から経過期間2年)	1件	1,320円			
	残高証明書発行	1件	440円			
取	相続税申告等のための取引状況証明書発行		1件	1,100円		
	マイナンバー相続時口座照会手数料		1件	5,060円		
引	取引履歴明細発行		1件(1枚)	110円		
	口座振替手数料	紙媒体	1件	220円		
		電子媒体	1件	110円		
業	媒体持込手数料		1件	5,500円		
	伝票持込手数料	通帳毎に5枚まで・QR伝票		無料		
		通帳毎に6枚目から	1枚	110円		
務	定時自動送金			5万円未満	5万円以上	
		同一店内		110円	220円	
			220円	330円		
			440円	660円		
			660円			
為	定時自動集金					
		同一店内・当JA本支店間		110円		
			660円			
替	振込手数料	窓口		自動化機器		
		5万円未満	5万円以上	5万円未満	5万円以上	
		同一店内	220円	440円	110円	220円
			330円	550円	220円	330円
605円			770円	440円	660円	
※視覚に障がいのある方は、窓口でのお振込みも自動化機器の手数料と同じです。						
業	代金取立手数料		本支店間	電子交換	個別取立	
			無料	880円	1,100円	
務	送金・振込・取立の組戻・返却・訂正		1件(1通)	1,100円		
	給与振込			無料		
	他行宛地方税振込手数料		(振込先毎に)	440円		

その他	両替手数料・大量硬貨入金・振込・全種指定払出 ※当組合に口座をお持ちの方は1日1回まで無料となります	1枚～100枚	550円※
		101枚～300枚	550円
		301枚～1,000枚	880円
		1,001枚～(1,000枚毎に)	550円 追加
	貯金口座振替依頼書	50部	1,100円

(2) ATM利用手数料

①お引き出し

消費税等(10%)が含まれています

利 用 カ ー ド	ご 利 用 日	ご 利 用 時 間	手 数 料
県 内 J A の キャ ッ シ ュ カ ー ド	平日・土・日・祝日	08:00～21:00	無料
県 外 J A の キャ ッ シ ュ カ ー ド	平日・土・日・祝日	08:00～21:00	
JA以外の提携金融機関キャッシュカード	平日	08:00～08:45	220円
		18:00～21:00	
		08:45～18:00	110円
	土曜日	08:00～21:00	220円
	日曜日・祝祭日	08:00～21:00	220円
ゆうちょ銀行キャッシュカード	平日	08:00～08:45	220円
		18:00～21:00	
		08:45～18:00	110円
	土曜日	09:00～14:00	110円
		08:00～09:00	220円
		14:00～21:00	
	日・祝日	08:00～21:00	220円

②お預け入れ

利 用 カ ー ド	ご 利 用 日	ご 利 用 時 間	手 数 料
県 内 J A の キャ ッ シ ュ カ ー ド	平日・土・日・祝日	08:00～21:00	無料
県 外 J A の キャ ッ シ ュ カ ー ド	平日・土・日・祝日	08:00～21:00	

詳しくは窓口までおたずねください。

6. 主な共済仕組み一覧

(1) ひとに関する保障

種 類	内 容
終 身 共 済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
引 受 緩 和 型 終 身 共 済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすい万一保障です。
養 老 生 命 共 済	一定期間の万一の保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
定 期 生 命 共 済 ・ 定期生命共済（逡減期間設定型） 【 み ち び き 】	一定期間の万一の保障をお手頃な共済掛金で準備できるプランです。 お子さまの成長・独立が見込まれる高齢期の保障を抑えることで、よりお手頃な共済掛金で保障を準備することも可能です。
医 療 共 済 【 メ デ ィ フ ル 】	病気やケガによる日帰り入院からまとまった一時金を受け取れるプランです。一生涯保障や先進医療保障などライフプランにあわせて自由に設計できるほか、健康を維持した場合に健康祝金を受け取ることができるプランもあります。
引 受 緩 和 型 医 療 共 済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障です。
が ん 共 済	上皮内がんを含むさまざまな「がん」や脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障するプランです。
特 定 重 度 疾 病 共 済 【 身 近 な リ ス ク に そ な エ ー ル 】	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く備えるプランです。
こ ど も 共 済 【 学 資 応 援 隊 ・ に じ ・ え が お 】	お子さま・お孫さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
介 護 共 済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
認 知 症 共 済	認知症はもちろん、前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く、生涯にわたって認知症に備える共済です。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済 【 ラ イ フ ロ ー ド 】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単なお手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
生 活 障 害 共 済 【 働 く わ た し の さ さ エ ー ル 】	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えるプランです。
傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠 償 責 任 共 済	日常生活中に発生する損害賠償責任などを保障します。
農 業 者 賠 償 責 任 共 済 【 フ ァ ー マ ス ト 】	農業を営むうえで生じた損害賠償責任などを保障します。

(2) いえに関する保障

種 類	内 容
建 物 更 生 共 済 【 む て き プ ラ ス ・ M y 家 財 プ ラ ス 】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は建物の新・改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火 災 共 済	建物・動産の火災等による損害を保障します。

(3) くるまに関する保障

種 類	内 容
自 動 車 共 済 【 ク ル マ ス タ ー 】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「人身傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」等がセットされたプランです。また、共済掛金の割引制度も充実しています。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含みます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

（注記）： トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【 經 營 資 料 】

I. 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	6 年 度	7 年 度		6 年 度	7 年 度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	113,402,453	111,799,872	1. 信用事業負債	116,119,334	116,216,645
(1) 現金	442,995	429,054	(1) 貯金	115,798,089	115,671,563
(2) 預金	86,097,439	83,137,298	(2) 借入金	3,398	1,699
系統預金	86,097,439	83,137,298	(3) その他の信用事業負債	317,847	543,382
系統外預金	-	-	未払費用	20,259	68,963
(3) 有価証券	12,725,890	12,298,620	その他の負債	297,587	474,418
国債	7,659,730	7,087,390	2. 共済事業負債	317,991	301,850
地方債	1,996,070	1,718,120	(1) 共済借入金	-	-
金融債	98,120	97,170	(2) 共済資金	157,597	143,459
社債	2,732,370	3,301,170	(3) 共済未払利息	-	-
受益証券	239,600	-	(4) 未経過共済付加収入	159,178	156,868
(4) 貸出金	13,546,742	15,146,054	(5) 共済未払費用	-	-
(5) その他の信用事業資産	606,129	807,052	(6) その他の共済事業負債	1,216	1,523
未収収益	517,850	681,193	3. 経済事業負債	383,466	406,396
その他の資産	88,279	125,858	(1) 経済事業未払金	325,935	323,027
(6) 貸倒引当金(控除)	△16,742	△18,207	(2) 経済受託債務	55,253	80,275
2. 共済事業資産	808	371	(3) その他の経済事業負債	2,277	3,093
(1) その他の共済事業資産	808	371	4. 雑負債	205,499	270,711
(2) 貸倒引当金(控除)	-	-	(1) 未払法人税等	32,800	24,600
3. 経済事業資産	1,948,294	2,873,684	(2) リース債務	42,945	38,551
(1) 経済事業未収金	54,584	62,635	(3) その他の負債	129,753	207,560
(2) 経済受託債権	1,300,640	2,167,926	5. 諸引当金	336,568	328,218
(3) 棚卸資産	559,757	608,967	(1) 賞与引当金	41,392	41,529
購買品	552,752	601,650	(2) 退職給付引当金	281,617	270,330
その他の棚卸資産	7,005	7,317	(3) 役員退職慰労引当金	13,018	16,358
(4) その他の経済事業資産	33,663	34,426	6. 繰延税金負債	-	-
(5) 貸倒引当金(控除)	△352	△272	負債の部合計	117,362,861	117,523,823
4. 雑資産	221,855	160,772	1. 組合員資本	12,240,578	12,156,636
			(1) 出資金	3,298,641	3,230,332
5. 固定資産	3,184,694	3,162,451	(2) 資本準備金	48,946	48,946
(1) 有形固定資産	3,171,016	3,146,979	(3) 利益剰余金	8,935,950	8,997,252
建物	5,504,689	5,420,622	利益準備金	3,423,702	3,473,702
機械装置	2,028,695	2,131,345	その他利益剰余金	5,512,248	5,523,550
土地	1,634,810	1,640,546	税効果調整積立金	98,052	105,809
建設仮勘定	2,189	29,689	リスク管理積立金	2,670,119	2,697,583
リース資産	44,303	44,303	施設整備積立金	919,273	890,771
その他の有形固定資産	1,547,297	1,515,755	電算システム機能強化積立金	160,031	134,644
減価償却累計額(控除)	△7,590,968	△7,635,283	営農振興積立金	300,000	288,265
(2) 無形固定資産	13,678	15,472	特別積立金	1,010,179	1,010,179
6. 外部出資	9,284,904	9,284,904	当期末処分剰余金	354,591	396,296
(1) 外部出資	9,284,904	9,284,904	(うち当期剰余金)	(101,640)	(92,036)
系統出資	8,838,287	8,838,287	(4) 処分未済持分	△42,960	△119,895
系統外出資	174,257	174,257	2. 評価・換算差額等	△1,454,620	△2,282,072
子会社出資等	272,360	272,360	(1) 其他有価証券評価差額金	△1,454,620	△2,282,072
7. 繰延税金資産	105,809	116,330	純資産の部合計	10,785,957	9,874,564
資産の部合計	128,148,819	127,398,387	負債及び純資産の部合計	128,148,819	127,398,387

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	6 年 度	7 年 度		6 年 度	7 年 度
1. 事業総利益	1,777,542	1,868,197	(9) 保管事業収益	70,920	87,956
事業収益	3,327,325	3,727,115	(10) 保管事業費用	14,124	13,393
事業費用	1,549,783	1,858,917	保管事業総利益	56,796	74,562
(1) 信用事業収益	761,683	1,011,179	(11) 加工・利用事業収益	305,876	337,103
資金運用収益	692,106	945,272	(12) 加工・利用事業費用	107,808	127,689
(うち預金利息)	(499,207)	(683,385)	利用事業総利益	198,068	209,413
(うち有価証券利息)	(94,581)	(118,522)	(13) 介護・福祉事業収益	114,843	118,374
(うち貸出金利息)	(98,317)	(143,364)	(14) 介護・福祉事業費用	18,555	21,659
(うちその他受入利息)	(0)	(0)	介護・福祉事業総利益	96,288	96,714
役務取引等収益	34,442	35,951	(15) その他事業収入	-	-
その他事業直接収益	-	-	(16) その他事業費用	-	-
その他経常収益	35,134	29,955	その他事業収支差額	-	-
(2) 信用事業費用	92,929	316,014	(15) 指導事業収入	81,225	41,025
資金調達費用	42,739	167,444	(16) 指導事業支出	109,853	72,093
(うち貯金利息)	(39,523)	(165,498)	指導事業収支差額	△28,627	△31,067
(うち給付補填備金繰入)	(2,638)	(1,235)	2. 事業管理費	1,741,042	1,778,637
(うち借入金利息)	-	-	(1) 人件費	999,632	997,120
(うちその他支払利息)	(577)	(710)	(2) 業務費	304,514	313,475
役務取引等費用	5,238	5,281	(3) 諸税負担金	49,639	51,631
その他事業直接費用	-	85,770	(4) 施設費	362,973	391,768
その他経常費用	44,931	57,519	(5) その他事業管理費	24,282	24,642
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(1,464)	事業利益	36,499	89,559
(うち貸倒引当金戻入益)	(△5,687)	-	3. 事業外収益	148,329	125,998
信用事業総利益	668,753	695,164	(1) 受取雑利息		
(3) 共済事業収益	418,348	410,486	(2) 受取出資配当金	35,457	35,457
共済付加収入	385,693	370,491	(3) 賃貸料	84,719	67,390
その他の収益	32,654	39,995	(4) 貸倒引当金戻入益	-	-
(4) 共済事業費用	20,476	19,504	(5) 償却債権取立益	-	-
共済推進費	1,642	1,611	(6) 雑収入	28,152	23,150
共済保全費	2,718	2,636	4. 事業外費用	50,658	53,646
その他の費用	16,115	15,256	(1) 支払雑利息	1,687	1,579
共済事業総利益	397,871	390,982	(1) 寄付金	180	156
(5) 購買事業収益	1,429,667	1,582,845	(2) 賃貸施設費用	49,170	32,503
購買品供給高	1,379,074	1,514,642	(3) 雑損失	△379	19,407
購買手数料	43,132	57,355	(うち貸倒引当金戻入益)	(△543)	(△261)
修理サービス料	606	602	経常利益	134,170	161,912
その他の収益	6,854	10,245	5. 特別利益	40,276	-
(6) 購買事業費用	1,188,714	1,300,442	(1) 固定資産処分益	736	-
購買品供給原価	1,112,078	1,217,613	(2) 一般補助金	39,540	-
購買品供給費	37,596	39,337	6. 特別損失	40,518	51,442
その他の費用	39,039	43,491	(1) 固定資産処分損	284	7,172
(うち貸倒引当金繰入額)	-		(2) 固定資産圧縮損	37,457	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△696)	(△193)	(3) 減損損失	-	32,535
購買事業総利益	240,953	282,402	(4) 震災関連費用	2,776	-
(7) 販売事業収益	153,281	154,388	(5) 営農振興助成金	-	11,735
販売手数料	129,228	119,107	税引前当期純利益	133,928	110,469
その他の収益	24,053	35,281	7. 法人税・住民税及び事業税	40,044	28,953
(8) 販売事業費用	5,842	4,364	8. 法人税等調整額	△7,757	△10,521
その他の費用	5,842	4,364	法人税等合計	32,287	18,432
(うち貸倒引当金繰入額)		(29)	当期剰余金	101,640	92,036
(うち貸倒引当金戻入益)	(△19)	-	当期首繰越剰余金	154,410	146,100
販売事業総利益	147,439	150,024	目的積立金取崩額	98,540	158,159
			当期末処分剰余金	354,591	396,296

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	6 年 度	7 年 度		6 年 度	7 年 度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	133,928	110,469	その他の資産の純増(△)減	△32,889	63,268
減価償却費	216,994	208,384	その他の負債の純増減(△)	△4,162	41,999
減損損失	0	32,535	未払消費税等の増減(△)額	0	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△6,949	△1,126	信用事業資金運用による収入	660,040	780,609
賞与引当金の増減額(△は減少)	169	△403	信用事業資金調達による支出	△91,348	△123,699
退職給付引当金の増減額(△は減少)	14,990	△11,287	共済貸付金利息による収入	0	0
その他引当金等の増減額(△は減少)	3,341	3,340	共済借入金利息による支出	0	0
信用事業資金運用収益	△758,272	△943,953	事業の利用分量に対する配当金の支払額	△14,477	△14,477
信用事業資金調達費用	92,929	167,444	小計	2,491,038	281,291
共済貸付金利息	0	0	雑利息及び出資配当金の受取額	35,457	35,457
共済借入金利息	0	0	雑利息の支払額	0	0
受取雑利息及び受取出資配当金	△35,457	△35,457	法人税等の支払額	△16,844	△37,153
支払雑利息	0	0	事業活動によるキャッシュ・フロー	2,509,651	279,595
有価証券関係損益(△は益)	△3,411	△1,319	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産売却損益(△は益)	△736	7,172	有価証券の取得による支出	0	0
外部出資関係損益(△は益)	0	0	有価証券の売却による収入	△1,095,879	△398,863
その他固定資産関係損益(△は益)	34	0	有価証券の償還による収入	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			補助金等の受入による収入	37,457	0
貸出金の純増(△)減	15,053	△1,599,312	固定資産の取得による支出	△218,140	△218,677
預金の純増(△)減	2,500,000	2,500,000	固定資産の売却による収入	△5,464	25,365
貯金の純増減(△)	135,123	△126,526	外部出資による支出	△44,000	0
信用事業借入金の純増減(△)	△1,699	△1,699	外部出資の売却等による収入	0	0
その他の信用事業資産の純増(△)減	△75,211	△37,580	投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,315,098	△592,175
その他の信用事業負債の純増減(△)	75,731	181,790	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			設備借入れによる収入	0	0
共済貸付金の純増(△)減	0	0	設備借入金の返済による支出	0	0
共済借入金の純増減(△)	0	0	出資の増額による収入	175,706	255,754
共済資金の純増減(△)	△3,564	△14,138	出資の払戻しによる支出	△214,196	△324,063
未経過共済付加収入の純増減(△)	△7,455	△2,310	持分の譲渡による収入	△42,960	△119,895
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			持分の取得による支出	25,234	42,960
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	31,796	△8,051	出資配当金の支払額	△16,256	△16,256
経済受託債権の純増(△)減	△408,463	△867,286	財務活動によるキャッシュ・フロー	△72,472	△161,500
棚卸資産の純増(△)減	32,815	△49,210	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	1,122,081	△474,080
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△9,385	△2,908	5. 現金及び現金同等物の期首残高	3,975,203	5,040,434
経済受託債務の純増減(△)	31,573	25,022	6. 現金及び現金同等物の期末残高	5,097,284	4,566,354

4. 注記表

4-1. 令和6年度分

4-1-1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)

(1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

購買品(肥料、農薬) 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外の購買品) 売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産(原材料等)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履

行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤介護・福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引は相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、両者を合算してプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。

なお、精算が終了していない「JA共同計算」にかかる経済受託債権及び経済受託債務については、期末時にそれぞれ対応する債権・債務を相殺して表示しています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

4-1-2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 105,809千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 19,607千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii)翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4-1-3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、2,699,256千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	1,636,703千円
構築物	196,679千円
機械及び装置	801,158千円
車輛運搬具	8,562千円
工具器具備品	44,645千円
土地	11,508千円

(2) 担保に供している資産

預金2,000,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	13,005千円
金銭債務	1,322,977千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	1,100千円
------	---------

金銭債務はありません。

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は17,706千円、危険債権額は29,785千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,491千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4-1-4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引総額

①子会社等との取引による収益総額	177,257千円
うち事業取引高	111,750千円
うち事業取引以外の取引高	65,506千円
②子会社等との取引による費用総額	142,057千円
うち事業取引高	2,530千円
うち事業取引以外の取引高	139,526千円

4-1-5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資

産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii)市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が97,797千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii)資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	86,097,439	85,882,405	△215,033
有価証券			
その他有価証券	12,725,890	12,725,890	-
貸出金	13,546,742		
貸倒引当金	△16,742		
貸倒引当金控除後	13,529,999	13,406,559	△123,440
資産計	112,353,328	112,014,854	△338,474
貯金	115,798,089	115,465,944	△332,144
負債計	115,798,089	115,465,944	△332,144

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の市場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを

リスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	9,284,904

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	86,097,439	-	-	-	-	-
有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの	500,000	-	179,510	279,070	400,000	12,781,020
貸出金	1,414,071	1,069,358	993,913	876,601	729,274	8,460,210
合 計	88,011,510	1,069,358	1,173,423	1,155,671	1,129,274	21,241,230

※貸出金のうち、当座貸越264,267千円については「1年以内」に含めています。

※貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等3,312千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	103,061,128	4,086,823	5,635,805	992,931	1,914,458	106,942

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

4-1-6. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) 其他有価証券

其他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	取得原価又は 償 却 原 価	評 価 差 額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	405,620	400,497	5,122
	小 計	405,620	400,497	5,122
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	7,254,110	8,374,055	△1,119,945
	地 方 債	1,996,070	2,105,525	△109,455
	金 融 債	98,120	100,000	△1,880
	社 債	2,732,370	2,900,432	△168,062
	受 益 証 券	239,600	300,000	△60,400
	小 計	12,320,270	13,780,013	△1,459,743
合 計	12,725,890	14,180,510	△1,454,620	

(2) 当事業年度中に売却した其他有価証券

当事業年度中に売却した其他有価証券はありません。

4-1-7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	266,627千円
退職給付費用	68,854千円
退職給付の支払額	△19,496千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△21,786千円
特定退職金共済制度への拠出金	△12,581千円
期末における退職給付引当金	281,617千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,015,789千円
年金資産	△516,837千円
特定退職金共済制度	△217,333千円
未積立退職給付債務	281,617千円
退職給付引当金	281,854千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	68,854千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金11,361千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は90,103千円となっています。

4-1-8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	13,282千円
退職給付引当金	77,702千円
役員退職慰労引当金	3,593千円
睡眠定期貯金	3,664千円
土地（減損否認額）	40,425千円
建物他（減損否認額）	16,072千円
建物他（有姿除却）	3,724千円
建物他（減価償却超過）	6,393千円
JAバンク支援積立金	15,507千円
その他有価証券評価差額金	401,475千円
その他	5,463千円
繰延税金資産小計	587,300千円
評価性引当額	△481,491千円
繰延税金資産合計	105,809千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.7%
事業分量配当	△3.2%
住民税均等割等	2.0%
評価性引当額の増減	0.4%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.1%

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、その影響額は軽微です。

4-2. 令和 7 年度分

4-2-1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

(1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

購買品（肥料、農薬） …総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購買品（上記以外の購買品） …売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

その他の棚卸資産（原材料等）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

① 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

② リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を 0 とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に 1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤介護・福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥指導事

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、両者を合算してプール計算を行う「JA 共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少させる会計処理を行っています。

なお、精算が終了していない「JA 共同計算」にかかる経済受託債権と経済受託債務については、期末時にそれぞれ対応する債権・債務を相殺して表示しています。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益及び販売事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給及び販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料及び販売手数料として表示しています。

4-2-2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 116,330 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 32,535 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 18,480 千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4-2-3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,699,256千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	1,636,703 千円
機械及び装置	801,158 千円
その他の有形固定資産	249,886 千円
土地	11,508 千円

(2) 担保に供している資産

預金2,000,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 21,606 千円

金銭債務 1,638,606 千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

該当する金銭債権・金銭債務はありません。

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 13,245 千円、危険債権額は 43,821 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 56,067 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4-2-4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

① 子会社との取引による収益総額	185,539 千円
うち事業取引高	132,875 千円
うち事業取引以外の取引高	52,664 千円
② 子会社との取引による費用総額	153,152 千円
うち事業取引高	1,515 千円
うち事業取引以外の取引高	151,637 千円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、管理会計の単位としている支店及び事業所を基本にグルーピングし、遊休資産及び賃貸固定資産については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
Aコープウインズ (富山市八尾町)	遊休	建物	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

A コープウインズについて、従来は賃貸用固定資産として使用されていましたが、運営主体である JA ライフ富山において、令和 8 年度中での事業廃止が決定され、当 JA でも新たな賃貸先は模索せず当該施設を解体し地権者への返還を行う方針としたことから、遊休資産として処分可能額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

A コープウインズ 32,535 千円（建物 32,535 千円）

④回収可能価額の算定方法

A コープウインズの回収可能価額については、JA ライフ富山との協議に基づき決定した JA ライフ富山の負担金額を処分可能見込額として算定しています。

4-2-5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及び ALM 委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の

売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.10% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 100,412 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	83,137,298	82,859,875	△277,422
有価証券			
其他有価証券	12,298,620	12,298,620	—
貸出金	15,146,054		
貸倒引当金	△18,207		
貸倒引当金控除後	15,127,846	14,854,204	△273,642
経済受託債権	2,167,926	2,167,926	—
資産計	112,731,690	112,180,619	△551,064
貯金	115,671,563	115,200,347	△471,215
負債計	115,671,563	115,200,347	△471,215

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

iv) 経済受託債権

経済受託債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	9,284,904

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

(企業会計基準適用第 19 号 2019 年 7 月 4 日) 第 5 項に基づき時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	83,137,298	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	-	100,000	200,000	400,000	600,000	13,300,000
貸出金	1,423,592	1,069,358	980,504	827,972	645,556	10,173,074
経済受託債権	2,167,926	-	-	-	-	-
合 計	86,728,816	1,191,596	1,180,504	1,227,972	1,245,556	23,473,074

※貸出金のうち、当座貸越 223,895 千円については「1年以内」に含めています。

※貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 3,757 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	103,653,928	5,124,628	4,101,346	1,763,644	809,782	218,232

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

4-2-6. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸 借 対 照 表 計 上 額	取得原価又は 償 却 原 価	評 価 差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	7,087,390	8,875,141	△1,787,751
	地 方 債	1,718,120	1,905,102	△186,982
	政府地方債	94,770	100,000	△5,230
	金 融 債	97,170	100,000	△2,830
	社 債	3,301,170	3,600,447	△299,277
	小 計	12,298,620	14,580,692	△2,282,072
合 計		12,298,620	14,580,692	△2,282,072

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
受益証券	214,230	-	85,770

4-2-7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約

による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	281,617 千円
退職給付費用	67,744 千円
退職給付の支払額	△47,266 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△19,825 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△11,942 千円
期末における退職給付引当金	270,330 千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	965,188 千円
年金資産	△492,783 千円
特定退職金共済制度	△202,075 千円
未積立退職給付債務	270,330 千円
退職給付引当金	270,330 千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	67,744 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 11,113 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 82,640 千円となっています。

4-2-8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	13,154千円
退職給付引当金	76,504千円
役員退職慰労引当金	4,630千円
睡眠定期貯金	3,140千円
土地（減損否認額）	41,450千円
建物他（減損否認額）	24,403千円
建物他（有姿除却）	3,650千円
建物他（減価償却超過）	5,438千円
JAバンク支援積立金	16,063千円
その他有価証券評価差額金	645,826千円
その他	5,984千円
繰延税金資産小計	843,256千円
評価性引当額	△726,926千円
繰延税金資産合計	116,330千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.4%
事業分量配当	△8.5%
住民税均等割等	2.4%
税率変更による影響額	△1.8%
評価性引当額の増減	△0.8%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.7%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 9 年 3 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.6%から 28.3%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は、1,967 千円増加し、法人税等調整額は同額減少しています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	6 年 度	7 年 度
1. 当期末処分剰余金	304, 591	396, 296
2. 任意積立金取崩額		
目的積立金目的取崩額	-	-
特別積立金取崩	-	-
計	354, 591	396, 296
3. 剰余金処分額	208, 491	263, 794
(1) 利益準備金	50, 000	50, 000
(2) 任意積立金	127, 757	140, 521
うち目的積立金	127, 757	140, 521
(3) 出資配当金	16, 256	39, 009
うち普通出資に対する配当金	16, 256	39, 009
(4) 事業分量配当金	14, 477	34, 264
4. 次期繰越剰余金	146, 100	132, 501

- (注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。
 令和6年度0.5% 令和7年度1.25%
2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。
 令和6年度 出荷契約米(JA米)1俵(60kg)につき100円の割合です。
 令和7年度 出荷契約米(JA米)1俵(60kg)につき100円の割合です。
 令和7年度 購買品(農薬・肥料)供給高10,000円以上につき2%の割合です。ただし、10円未満切り捨てです。
3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積 立 目 的	積 立 目 標 額 及 び 積 立 ・ 取 崩 基 準
税効果調整 積立金	税効果会計による繰延税金資産(法人税の前払い部分)について、回収時まで剰余金の処分を保留するための積立金	○積立目標・繰延税金資産を計上するため定めない。 ○取崩基準・繰延税金資産の減少が生じたときの当該金額
リスク管理 積立金	有価証券運用のリスク負担と外部出資及び貸出金等不良債権の償却引当、固定資産の償却処分及び減損、退職給付引当金の引当、事務リスクおよび農協経営に重大な影響を与える事象等による損失発生に備え、自己資本比率を維持向上させ、経営の健全性を確保するため。	○積立目標・有価証券、外部出資、貸出金、経済未収金、固定資産、退職給付引当金等の期末帳簿価格の80/1000に達する金額 ○取崩基準・①期末において有価証券運用益を上回る売却損評価損が発生したとき。②自己査定による貸出金及び外部出資等の償却・引当が生じたとき。③固定資産の償却及び減損。④退職給付債務にかかる外部積立の減損が生じたとき。⑤事務リスクにより損失が生じたとき。⑥その他農協経営に重大な影響を与える損失が生じたとき。
施設整備 積立金	農協施設の取壊し、取得及び保守修繕等にかかる費用負担に備えるため。	○積立目標・1,000,000千円 ○取崩基準・取壊し等にかかる費用の相当額、取得及び修繕を行った場合は、再取得・修繕にかかる毎年度の減価償却費等相当額を10年にわたって取り崩すものとする。
電算システム機能 強化等積立金	県域信用事業の機能強化及び将来のシステム構築にかかる負担等に備えて、JA経営の健全性を確保するため	○積立目標・300,000千円 ○取崩基準・次期JASTEMシステム更改等の電算システム機能強化等により多額の費用が発生した場合において、相当額を取り崩す。
営農振興積立金	地域の農業振興を担う組合員を、資金面から支援することにより、農業者の育成と地域農業の発展に貢献するため。	○積立目標・300,000千円 ○取崩基準・①農業振興のために必要な設備資金。②農業振興のために必要な活動資金。③農業振興のために必要な人材育成資金。④その他、農協が認める資金。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。令和6年度10,000千円 令和7年度10,000千円

6. 部門別損益計算書

(1) 令和6年度

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事 業 収 益	①	3,335,846	761,683	418,348	1,578,997	496,716	80,100
事 業 費 用	②	1,558,304	92,929	20,476	1,019,469	317,998	107,430
事 業 総 利 益 (③－②)		1,777,542	668,753	397,871	559,528	178,718	△27,329
事 業 管 理 費 (うち減価償却費) (うち人件費)	⑥	1,741,042 (182,561) (999,632)	485,714 (18,131) (286,003)	295,787 (9,034) (250,293)	550,755 (126,588) (235,204)	225,198 (23,051) (83,402)	183,587 (5,755) (144,728)
うち共通管理費 (うち減価償却費) (うち人件費)	⑦ ⑨ ⑨		106,147 (6,542) (64,912)	75,265 (3,821) (50,358)	129,579 (9,268) (70,157)	57,636 (4,327) (29,279)	38,293 (1,563) (27,825)
事 業 利 益 (③－④)	⑩	36,499	183,038	102,083	8,773	△46,479	△210,916
事 業 外 収 益	⑪	148,329	37,063	22,757	53,734	25,082	9,691
うち共通分	⑫		36,794	22,757	53,734	25,078	9,691
事 業 外 費 用	⑬	50,658	12,862	7,694	18,430	8,551	3,120
うち共通分	⑭		12,857	7,544	18,430	8,551	3,120
経 常 利 益 (⑩＋⑪－⑬)	⑮	134,170	207,239	117,147	44,077	△29,948	△204,345
特 別 利 益	⑯	40,276	10,432	5,917	14,699	6,830	2,396
うち共通分	⑰		10,432	5,917	14,699	6,830	2,396
特 別 損 失	⑱	40,518	10,527	5,390	15,727	6,497	2,376
うち共通分	⑲		9,447	5,390	14,030	6,497	2,376
税 引 前 当 期 利 益	⑳	133,928	207,144	117,674	43,049	△29,614	△204,326
営農指導事業分配額	㉑		56,573	44,487	67,594	35,670	△204,326
営農指導事業分配後 税 引 前 当 期 利 益	㉒	133,928	150,570	73,187	△24,545	△65,284	

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 (人頭割+事業管理費割+事業総利益割) の平均値

(2) 営農指導事業 (人頭割+事業総利益割) の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

3. 上記の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載しています。一方損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益8,521千円、事業費用8,521千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しません

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費	25	15	36	17	7	100
営農指導事業	28	22	33	17		100

(2) 令和7年度

(単位：千円)

区	分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事 業 収 益	③	3,743,359	1,011,179	410,486	1,642,081	642,898	36,712	
事 業 費 用	④	1,875,161	316,014	19,504	1,039,380	430,171	70,090	
事 業 総 利 益 (④－②)	⑤	1,868,197	695,164	390,982	602,701	212,727	△33,378	
事 業 管 理 費 (うち減価償却費)	⑧	1,778,637	477,172	269,443	613,697	238,616	179,708	
(うち人件費)	⑥	(189,919)	(12,996)	(6,188)	(146,553)	(20,523)	(3,658)	
		(997,120)	(268,823)	(232,397)	(261,470)	(94,080)	(140,349)	
うち共通管理費	⑨		100,171	63,524	135,941	58,042	36,865	△394,545
(うち減価償却費)	⑩		(581)	(248)	(△418)	(△260)	(△321)	(169)
(うち人件費)	⑩		(62,993)	(45,165)	(79,861)	(32,818)	(27,202)	(△248,041)
事 業 利 益 (③－④)	⑩	89,559	217,992	121,538	△10,996	△25,888	△213,086	
事 業 外 収 益	⑪	125,998	34,419	16,536	45,741	21,288	8,013	
うち共通分	⑫		34,120	16,536	45,741	21,283	7,909	△125,590
事 業 外 費 用	⑬	53,646	25,164	4,459	14,961	6,502	2,558	
うち共通分	⑭		8,985	4,459	14,956	6,496	2,558	△37,456
経 常 利 益 (⑩＋⑪－⑬)	⑮	161,912	227,247	133,615	19,783	△11,102	△207,632	
特 別 利 益	⑯	-	-	-	-	-	-	
うち共通分	⑰		-	-	-	-	-	-
特 別 損 失	⑱	51,442	13,354	6,815	19,450	8,715	3,105	
うち共通分	⑲		13,354	6,815	19,450	8,715	3,105	△51,442
税 引 前 当 期 利 益	⑳	110,469	213,893	126,799	332	△19,818	△210,737	
営農指導事業分配賦額	㉑		53,514	39,031	79,121	39,071	△210,737	
営農指導事業分配後 税 引 前 当 期 利 益	㉒	110,469	160,379	87,768	△78,788	△58,889		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 (人頭割+事業管理費割+事業総利益割) の平均値

(2) 営農指導事業 (人頭割+事業総利益割) の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

3. 上記の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載しています。一方損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益16,224千円、事業費用16,224千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しません。

区	分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費		25	12	39	17	7	100
営農指導事業		25	18	38	19		100

7. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ. 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度
経 常 収 益	3,270	3,338	3,452	3,335	3,743
信用事業収益	710	639	644	761	1,011
共済事業収益	463	442	425	418	410
農業関連事業収益	1,548	1,517	1,686	1,582	1,737
生活その他事業収益	547	737	695	572	584
経 常 利 益	234	214	247	134	161
当 期 剰 余 金	196	103	214	101	92
出 資 金	3,206	3,230	3,337	3,298	3,230
(出 資 口 数)	(3,206,129)	(3,230,624)	(3,337,131)	(3,298,641)	(3,230,332)
純 資 産 額	11,556	11,082	11,572	10,785	9,874
総 資 産 額	121,887	122,501	128,675	128,148	127,398
貯 金 等 残 高	108,954	110,106	115,662	115,798	115,671
貸 出 金 残 高	12,385	12,367	13,561	13,546	15,146
有 価 証 券 残 高	10,188	11,016	12,371	12,725	12,298
剰 余 金 配 当 金 額	55	47	87	30	73
出 資 配 当 額	15	15	16	16	39
事業利用分量配当額	40	31	71	14	34
職 員 数	160	157	158	150	146
単 体 自 己 資 本 比 率	20.80	21.23	21.36	21.37	20.86

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 職員数は常備人を含んでいます。
 5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	6 年 度	7 年 度	増 減
資金運用収支	649	777	128
役務取引等収支	29	30	1
その他信用事業収支	△9	△113	△104
信用事業粗利益	668	722	54
(信用事業粗利益率)	0.58	0.62	0.04
事業粗利益	1,820	1,908	88
(事業粗利益率)	1.38	1.46	0.08
事業純益	79	129	50
実質事業純益	79	130	51
コア事業純益	79	130	51
コア事業純益(投資信託 解約損益除く。)	79	130	51

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他信用事業収支＝(その他事業直接収益＋その他経常収益)－(その他事業直接費用＋その他経常費用)
 4. 信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)＋金銭の信託運用見合費用
 5. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 6. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取配当金＋金銭の信託運用見合費用
 7. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 8. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
 9. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 10. コア事業純益：実質事業純益－国債等債権関係損益
 11. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	6 年 度			7 年 度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平 均 残 高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	113,641	692	0.60	112,970	945	0.83
うち預金	86,466	499	0.57	83,423	683	0.81
うち有価証券	13,480	94	0.69	14,566	118	0.81
うち貸出金	13,694	98	0.71	14,981	143	0.95
資金調達勘定	115,478	42	0.03	115,398	167	0.14
うち貯金・定期積金	115,474	42	0.03	115,395	166	0.14
うち借入金	4	0	0	2	0	0
総資金利ざや			0.56			0.68

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高
3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	6 年 度 増 減 額	7 年 度 増 減 額
受取利息	95	253
うち預金	137	184
うち有価証券	17	24
うち貸出金	△59	45
支払利息	29	124
うち貯金・定期積金	29	124
うち借入金	0	0
差引	66	129

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ. 事業の概況

1. 信用事業

1-1. 貯金に関する指標

(1) 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年 度		7 年 度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	60,861	52.7	63,301	54.8	2,440
定 期 性 貯 金	54,587	47.2	52,038	45.0	-2,549
そ の 他 の 貯 金	25	0.0	55	0.0	29
合 計	115,474	100.0	115,395	100.0	-78

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

(2) 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年 度		7 年 度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	51,870	97.1	49,523	98.0	-2,346
うち 固 定 金 利 定 期	51,857	99.9	49,511	99.9	-2,345
うち 変 動 金 利 定 期	12	0.0	12	0.0	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

1-2. 貸出金等に関する指標

(1) 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	6 年 度	7 年 度	増 減
手 形 貸 付	17	12	-5
証 書 貸 付	11,206	10,927	-278
当 座 貸 越	289	258	-30
合 計	11,512	11,197	-313

(2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	6 年 度		7 年 度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	10,446	77.1	11,387	75.1	940
変 動 金 利 貸 出	1,653	12.2	2,354	15.5	701
そ の 他	1,447	10.6	1,404	9.2	-42
合 計	13,546	100.0	15,146	100.0	1,599

(3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	6 年 度	7 年 度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	122	136	13
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	-	-	-
小 計	122	136	13
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	6,936	6,709	-226
そ の 他 保 証	980	1,108	128
小 計	7,916	7,817	-98
信 用	5,507	7,192	1,684
合 計	13,546	15,146	1,599

(4) 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません

(5) 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年 度		7 年 度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	10,986	81.8	10,923	72.1	-63
運 転 資 金	2,560	18.2	4,223	27.9	1,662
合 計	13,546	100.0	15,146	100.0	1,599

(6) 貸出金の業種別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年 度		7 年 度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	583	4.3	527	3.4	-56
林 業	11	0.0	10	0.0	-1
水 産 業	72	0.5	74	0.4	2
製 造 業	2,235	16.5	2,195	14.4	-39
鉱 業	165	1.2	185	1.2	19
建 設 ・ 不 動 産 業	1,301	9.5	1,313	8.6	12
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	74	0.5	71	0.4	-2
運 輸 ・ 通 信 業	182	1.3	198	1.3	16
金 融 ・ 保 険 業	2,363	17.4	4,058	26.7	1,694
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	2,289	16.8	2,257	14.8	-32
地 方 公 共 団 体	2,024	14.9	1,871	12.3	-152
非 営 利 法 人	-	-	-	-	-
そ の 他	2,240	16.5	2,379	15.7	139
合 計	13,546	100.0	15,146	100.0	1,599

(注) 前年度数値との乖離の主な要因は、「(7) 主要な農業関係の貸出金残高」の開示に伴い、平成21年より顧客データの業種コード(その他(未設定)から該当業種へ)の見直しを行ったことによるものです。

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農累計別

(単位：百万円)

種 類	6 年 度	7 年 度	増 減
農 業	464	469	5
穀 作	94	60	-34
野 菜 ・ 園 芸	4	2	-2
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	0	0	-
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	366	406	40
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	464	469	5

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、「(6) 貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。そのため、「① 営農類型別」と「(6) 貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 別	6 年 度	7 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	376	403	27
農 業 制 度 資 金	88	66	-22
農 業 近 代 化 資 金	84	63	-21
そ の 他 制 度 資 金	4	2	-2
合 計	464	469	5

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません

(8) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況 (単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額				
			担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	17	2	10	5	17	
	7年度	13	2	5	4	13	
危 険 債 権	6年度	29	0	18	11	29	
	7年度	43	0	30	13	43	
要 管 理 債 権	6年度	-	-	-	-	-	
	7年度	-	-	-	-	-	
	三 月 以 上 延 滞 債 権	6年度	-	-	-	-	-
		7年度	-	-	-	-	-
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	6年度	-	-	-	-	-
		7年度	-	-	-	-	-
小 計	6年度	47	3	28	16	47	
	7年度	57	3	36	17	57	
正 常 債 権	6年度	13,511					
	7年度	15,113					
合 計	6年度	13,558					
	7年度	15,170					

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(9) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

(10) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	6 年 度					7 年 度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2	0	-	2	0	0	0	-	0	0
個別貸倒引当金	24	19	-	24	19	19	17	2	16	17
合 計	26	19	-	26	19	19	18	2	17	18

(注) 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

(11) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	6 年 度	7 年 度
貸出金償却額	-	2

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

1-3. 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		6 年 度		7 年 度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	18,933	137,976	1,449	15,426
	金 額	11,889	29,180	1,083	3,328
代金取立為替	件 数	-	-	-	-
	金 額	-	-	-	-
雑 為 替	件 数	412	186	27	10
	金 額	43	23	1	0
合 計	件 数	19,345	138,162	1,476	15,436
	金 額	11,933	29,203	1,085	3,328

1-4. 有価証券に関する指標

(1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	6 年 度	7 年 度	増 減
国 債	8,336	8,722	386
地 方 債	2,296	2,012	-284
政 府 保 証 債	-	95	95
金 融 債	76	100	24
社 債	2,450	3,380	930
受 益 証 券	300	241	-59
合 計	13,459	14,553	1,094

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

(2) 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

(3) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めの ないもの	合 計
6年度								
国 債	200	-	-	600	400	7,600	-	8,800
地 方 債	300	-	100	-	1,400	300	-	2,100
政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	100	500	300	1,400	700	-	3,000
受 益 証 券	-	100	100	100	-	-	-	300
7年度								
国 債	-	-	100	800	700	7,300	-	8,900
地 方 債	-	100	-	-	1,600	200	-	1,900
政 府 保 証 債	-	-	-	-	100	-	-	100
金 融 債	-	-	100	-	-	-	-	100
社 債	-	200	800	-	2,300	300	-	3,600
受 益 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-

1-5. 有価証券の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報等

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種 類	6 年 度			7 年 度		
		貸借対照 表計上額	時 価	差 額	貸借対照 表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
合 計	計	-	-	-	-	-	-

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	6 年 度			7 年 度		
		貸借対照 表計上額	取得原価 又は償却 原価	差 額	貸借対照 表計上額	取得原価 又は償却 原価	差 額
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えるもの	国 債	405	400	5,122	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	7	-	-	-
	受 益 証 券	-	-	-	-	-	-
	小 計	405	400	5,122	-	-	-

貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えない もの	国 債	7,254	8,374	△1,119	7,087	8,875	△1,787
	地 方 債	1,996	2,105	△109	1,718	1,905	△186
	政 府 保 証 債	-	-	-	94	100	△5
	金 融 債	98	100	△1	97	100	△2
	社 債	2,732	2,900	△168	3,301	3,600	△299
	受 益 証 券	239	300	△60	-	-	-
	小 計	12,320	13,780	△1,459	12,298	14,580	△2,282
合 計		12,725	14,180	△1,454	12,298	14,580	△2,282

(2) 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

(3) デリバティブ取引、金融デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：千円)

種 別		6 年 度		7 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生命系 総合共済	終 身 共 済	9,444	66,289,568	9,240	63,153,516
	定 期 生 命 共 済	101	1,149,900	103	1,181,550
	養 老 生 命 共 済	3,710	14,356,387	3,161	12,099,620
	う ち こ ど も 共 済	2,058	4,753,276	1,962	4,386,276
	医 療 共 済	5,164	315,500	5,098	278,550
	が ん 共 済	1,028	160,000	1,069	147,000
	定 期 医 療 共 済	329	997,000	307	954,600
	介 護 共 済	861	1,515,069	876	1,563,184
	認 知 症 共 済	73		67	
	生 活 障 害 共 済	116		112	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	174		181	
	年 金 共 済	4,308	-	4,176	-
建 物 更 生 共 済		10,481	146,180,461	9,981	141,203,146
合 計		35,789	230,964,537	34,371	220,581,167

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 別	6 年 度		7 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済		22,984		21,307
	5,164	213,530	5,098	243,960
が ん 共 済		5,890		5,318
	1,028		1,069	15,680
定 期 医 療 共 済	329	1,645	307	1,535
合 計		30,519		28,160
	6,521	213,530	6,474	259,640

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄に記載しています。（医療共済、がん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。）

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 別	6 年 度		7 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済	861	2,275,986	876	2,343,950
認 知 症 共 済	73	98,300	67	92,300
生 活 障 害 共 済（一時金型）	66	257,300	63	259,300
生 活 障 害 共 済（定期年金型）	50	45,700	49	43,500
特 定 重 度 疾 病 共 済	174	209,300	181	213,300
合 計	1,224	2,886,586	1,236	2,952,350

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 別	6 年 度		7 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	2,784	1,455,937	2,622	1,369,991
年 金 開 始 後	1,524	855,524	1,554	875,950
合 計	4,308	2,311,462	4,176	2,245,942

(注) 1. 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	6 年 度			7 年 度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	2,786	36,905,470	30,478	2,724	36,082,000	29,440
自 動 車 共 済	10,047		421,477	10,007		430,381
傷 害 共 済	6,484	20,467,500	2,812	6,113	19,533,000	2,704
団 体 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-	-	-
定 額 定 期 生 命 共 済	5	18,000	133	5	18,000	133
賠 償 責 任 共 済	156		917	144		867
自 賠 責 共 済	2,482		41,855	2,565		43,541
合 計	21,960		497,674	21,558		507,068

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線）を記載しています。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類	6 年 度	7 年 度
生 産 資 材	肥 料	516,847
	農 薬	402,216
	農 機 具	-
	飼 料	49,326
	生 産 雑 資 材	151,759
	計	1,120,149
生 活 物 資	米	130,599
	食 料 品	138,343
	酒 ・ 塩	15,646
	衣 料 品 ・ 装 飾 品	4,498
	日 用 品	44,471
	燃 料	179
	油 類	-
	そ の 他 耐 久 資 材	5,057
	サ ー ビ ス 券	3,757
	計	342,554
合 計	1,462,704	1,652,640

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	6 年 度	7 年 度
農 産 物	米	2,850,303
	麦	7,439
	豆 類 ・ 雑 穀	13,586
	野 菜	77,203
	果 実	4,774
	花 卉 ・ 花 木	16,243
畜 産 物	899,738	939,546
そ の 他	12,606	12,606
合 計	3,881,895	5,349,277

4. 指導事業

(単位：千円)

項 目		6 年 度	7 年 度
収 入	賦 課 金	-	-
	指 導 事 業 補 助 金	76,108	37,000
	実 費 収 入	4,559	3,501
	指 導 収 入	556	522
	計	81,225	41,025
支 出	営 農 改 善 費	101,524	62,048
	生 活 文 化 事 業 費	2,007	2,028
	教 育 情 報 費	6,321	8,015
	計	109,853	72,093

IV. 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	6 年 度	7 年 度	増 減
総資産経常利益率	0.10	0.12	0.02
資本経常利益率	1.24	1.63	0.39
総資産当期純利益率	0.07	0.07	0
資本当期純利益率	0.94	0.93	△0.01

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		6 年 度	7 年 度	増 減
貯 貸 率	期 末	11.69	13.09	1.40
	期 中 平 均	11.85	12.98	1.13
貯 証 率	期 末	10.98	10.63	△0.35
	期 中 平 均	11.67	12.62	0.95

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	6 年 度	7 年 度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,209,843	12,083,362
うち、出資金及び資本準備金の額	3,347,587	3,279,278
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	8,935,950	8,997,252
うち、外部流出予定額 (△)	30,734	73,273
うち、上記以外に該当するものの額	△42,960	△119,895
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	553	756
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	553	756
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	12,210,397	12,084,119
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	13,678	15,472
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13,678	15,472
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連 するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連 するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	13,678	15,472
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	12,196,718	12,068,646
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	53,694,206	56,635,008
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの		-

	額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を 控除した額（△）		
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額 の合計額		
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係 るものの額		
	うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			
勘定間の振替分			-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得 た額		3,354,198	1,218,101
信用リスク・アセット調整額		-	
フロア調整額			-
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-	
リスク・アセット等の額の合計額（二）		57,048,405	57,853,110
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（二））		21.37%	20.86

- （注）1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、当年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)		6 年 度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	現金	442	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,793	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	4,133	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	200	20	0
	我が国の政府関係機関向け	902	90	3
	地方三公社向け	300	20	0
	金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	86,232	17,246	689
	法人等向け	1,994	780	31
	中小企業等向け及び個人向け	904	554	22
	抵当権付住宅ローン	598	207	8
	不動産取得等事業向け	-	-	-
	三月以上延滞等	2	-	-
	取立未済手形	19	3	0
	信用保証協会等保証付	6,983	687	27
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-
	出資等	790	790	31
	(うち出資等のエクスポージャー)	790	790	31
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
	上記以外	17,053	33,292	1,331
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー)	10,776	26,941	1,077
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	105	264	10
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	6,170	6,086	243

証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	300	0	0
（うちルックスルー方式）	300	0	0
（うちマンデーと方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
経過措置によるリスク・アセットの額により算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	129,609	53,694	2,147
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	129,609	53,694	2,147
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a 3,354	所要自己資本額 b = a × 4 % 134	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a 57,048	所要自己資本額 b = a × 4 % 2,281	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(2) 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)		7 年 度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現金	429	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,894	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	3,780	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	200	20	0
	我が国の政府関係機関向け	902	90	3
	地方三公社向け	300	20	0
	金融機関及び第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	84,371	17,074	682
	（うち第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け）	-	-	-
	カバード・ボンド向け	-	-	-
	法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	2,330	464	18
	（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
	中堅中小企業等向け及び個人向け	1,655	1,206	48
	（うちトラランザクター向け）	12	5	0
	不動産関連向け	991	535	21
	（うち自己居住用不動産等向け）	831	307	12
	（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-
	（うち事業用不動産関連向け）	160	228	9
	（うちその他不動産関連向け）	-	-	-
	（うちADC向け）	-	-	-
	劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向 けを除く。）	21	0	0
	自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	0	0	0
	取立未済手形	27	5	0
	信用保証協会等保証付	6,713	665	26
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-
	株式等	790	790	31
	共済約款貸付	-	-	-
	上記以外	18,356	35,760	1,430
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
	（うち他の金融機関等の対象資本等調 達手段のうち対象普通出資等及びその 他外部TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポ ージャー）	-	-	-
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手 段等に係るエクスポージャー）	11,486	28,715	1,148
	（うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポ ージャー）	116	290	11

	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	6,753	6,753	270
証券化		-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-
	(短期STC要件適用分)	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化		-	-	-
リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		-	-	-
標準的手法を運用するエクスポージャー計		129,768	56,635	2,265
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)		-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー		-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		129,768	56,635	2,265
マーケットリスク に対する所有自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a -	所有自己資本額 b=a×4% -	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a 1,218	所要自己資本額 b=a×4% 48	
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 a 57,853	所要自己資本額 b=a×4% 2,314	

(3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	7 年 度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額 を8%で除して得た額	1,218
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	48
B I	812
B I C	97

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手段として用いる保証又はクレジット・デリバティブの面積額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門 向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		6 年 度				7 年 度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー
			うち 貸出金等	うち債券			うち 貸出金等	うち債券	
法人	農 業	363	363	-	-	377	377	-	0
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	0	0	-	-	200	-	200	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	300	-	300	-	300	-	300	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	700	-	700	-	801	-	801	-
	運 輸 ・ 通 信 業	1,505	-	1,505	-	2,007	-	2,007	-
	金 融 ・ 保 険 業	88,232	2,282	500	-	86,564	3,992	500	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	234	234	-	-	231	231	-	-
	日本国政府・地方公共団体	12,926	2,026	10,900	-	12,674	1,873	10,801	-
	上 記 以 外	10,106	117	-	0	10,620	107	-	0
	個 人	8,546	8,546	-	2	8,690	8,690	-	22
そ の 他		6,391	-	-	-	7,299	-	-	-
業 種 別 残 高 計		129,309	13,572	13,907	2-	129,768	15,272	14,612	22
	1 年 以 下	86,394	261	500		83,489	217	-	
	1 年 超 3 年 以 下	481	381	99		904	603	300	
	3 年 超 5 年 以 下	2,162	1,560	601		2,198	1,196	1,002	
	5 年 超 7 年 以 下	1,575	676	899		1,538	740	798	
	7 年 超 1 0 年 以 下	4,711	1,506	3,205		8,119	3,409	4,709	
	1 0 年 超	17,600	8,999	8,601		16,706	8,904	7,801	
	期 限 の 定 め の な い も の	16,383	187	-		16,811	199	-	
	残 存 期 間 別 合 計	129,309	13,572	13,907		129,768	15,272	14,612	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規程する「破産更生債権およびこれらに準ずる債務」、「危険債務」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	6 年 度					7 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他				目 的 使 用	そ の 他	
一般貸倒引当金	2	0	-	2	0	0	0	-	0	0
個別貸倒引当金	24	19	-	24	19	19	17	2	16	17

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分			6 年 度						7 年 度					
			個 別 貸 倒 引 当 金					貸出金 償却	個 別 貸 倒 引 当 金					貸出金 償却
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
					目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農 業	0	-	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売小売飲食サービス業	3	2	-	3	2	-	2	-	2	0	-	2	
	上 記 以 外	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
個 人		20	16	-	20	16	-	16	17	-	16	17	-	
業 種 別 計		24	19	-	24	19	-	19	17	2	16	17	2	

- (注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。
3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(5) 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効 果 適 用 前		C C F ・ 信 用 リ ス ク 削 減 効 果 適 用 後			リ ス ク ・ ウェイトの 加重平均値
		オン・バラ ンス資産項 目	オフ・バ ランス資 産項目	オン・バラ ンス資産項 目	オフ・バ ランス資 産項目	信用リス ク・ア セットの 額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	429	-	429	-	-	0
我が国の中央政府及び 中央銀行	0	8,894	-	8,894	-	-	0
外国の中央政府及び中 央銀行	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体 向け	0	3,780	-	3,780	-	-	0
外国の中央政府等以外 の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構 向け	10～20	200	-	200	-	20	10
我が国の政府関係機関 向け	10～20	902	-	902	-	90	10
地方三公社向け	20	300	-	300	-	20	7
金融機関第一種金融商 品取引業者及び保険会 社向け	20～150	84,371	-	84,371	-	17,074	20
（うち第一種金融商 品取引業者及び保険 会社向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債 権を含む。）	20～150	2,330	-	2,330	-	464	20
（うち特定貸付債権 向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及 び個人向け	45～100	1,570	844	1,420	84	1,206	80
（うちトラザク ター向け）	45	-	121	-	12	5	45
不動産関連向け	20～150	991	-	973	-	535	55
（うち自己居住用不 動産等向け）	20～75	831	-	821	-	307	37
（うち賃貸用不動産 向け）	30～150	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産 関連向け）	70～150	160	-	152	-	228	150
（うちその他不動産 関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資 本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用 不動産向けを除く）	50～150	3	9	-	0	0	50

自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	0	-	0	-	0	50
取立未済手形	20	27	-	27	-	5	20
信用保証協会等による保証付	0~10	6,713	-	6,651	-	665	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	790	-	790	-	790	100
上記以外	100~1250	18,356	-	18,356	-	35,760	195
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー）	250	11,486	-	11,486	-	28,715	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	116	-	116	-	290	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	6,753	-	6,753	-	6,753	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-

(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	-	56,635

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

(6) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）													
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計	
我が国の中央政府及び中央銀行	8		-		-		-		-		-		8	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-		-		-		-		-		-		-	
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計
我が国の地方公共団体向け	3		-		-		-		-		-		-	3
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-		-	-
地方公共団体金融機関向け	-		0		-		-		-		-		-	0
我が国の政府関係機関向け	-		0		-		-		-		-		-	0
地方三公社向け	0		-		0		-		-		-		-	0
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計
国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-		-	-
	20%		30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計
金融機関第一種金融商品取引業者及び保険会社向	83		-		1		-		-		-	-	-	84
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-		-		-		-		-		-	-	-	-
	10%		15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-	-	-	-
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他			合計		
法人等向け（特定貸付債権を含む。）	2	-	-	-	-	0	-	-	0			2		
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-		
	100%			150%			250%			400%			その他	合計

劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	0	0	0	1								
(うちトランザクター向け)	0	-	-	-	0								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け(うち自己居住用不動産等向け)	0	0	-	-	-	-	0	0	-	-	0	0	0
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	70%	90%	110%	1125.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0
	60%	その他	合計										
不動産関連向け(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	0	-	-	0	0								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	-	-	-	0								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	0	-	-	-	-	0							
取立未済手形	-	-	0	-	-	-							
信用保証協会による保証付	-	6	-	-	0	6							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-							

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

(7) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		6 年 度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	13,810	13,810
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	7,974	7,974
	リスク・ウェイト 20%	1,502	86,453	87,955
	リスク・ウェイト 35%	-	592	592
	リスク・ウェイト 50%	-	1	1
	リスク・ウェイト 75%	-	746	746
	リスク・ウェイト 100%	-	7,344	7,344
	リスク・ウェイト 150%	-	-	-
	リスク・ウェイト 250%	-	10,882	10,882
	その他	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%		-	-	-
計		1,502	127,806	129,309

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(8) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイトの区分	7 年 度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	107,512	-	-	107,301
40%～70%	1,298	130	10	1,310
75%	992	155	10	998
80%	-	-	-	-
85%	306	-	-	306
90%～100%	245	560	10	299
105%～130%	-	-	-	-
150%	160	-	-	152
250%	790	-	-	790
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	1	6	10	1
合計	111,309	853	10	111,161

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	6 年 度	
	適格金融 資産担保	保 証
地 方 公 共 団 体 金 融 機 関 向 け	-	-
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	-	-
地 方 三 公 社 向 け	-	200
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-
法 人 等 向 け	-	-
中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	3	24
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	-	-
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	-	-
三 月 以 上 延 滞 等	-	-
証 券 化 (エ ク ス ポ ー ジ ャ ー)	-	-
中 央 清 算 機 関 関 連	-	-
上 記 以 外	6	76
合 計	9	301

(注)1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	7 年 度	
	適格金融 資産担保	保 証
地 方 公 共 団 体 金 融 機 関 向 け	-	-
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	-	-
地 方 三 公 社 向 け	-	200
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び 保 険 会 社 向 け	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	100
中 堅 中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	8	20
自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け	0	73
賃 貸 用 不 動 産 向 け	-	-
事 業 用 不 動 産 関 連 向 け	-	-
延 滞 等 向 け (自己居住用不動産等向けを除く)	-	-
自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け エクスポージャーに係る延滞	-	0
証 券 化	-	-
中 央 清 算 機 関 関 連	-	-
上 記 以 外	-	-
合 計	9	396

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法(SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。)の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しておりますが、該当する取引はありません。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要(CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8. マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(JAにおける具体的なリスク管理の方針および手続の内容等を記載)

○オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・定義
- ・基本的考え方
- ・体制：会議体、部門、部署
- ・その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

10. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	6 年 度		7 年 度	
	貸借対照表計上額	時 価 評 価 額	貸借対照表計上額	時 価 評 価 額
上 場	-	-		
非 上 場	9,284	9,284	9,284	9,284
合 計	9,284	9,284	9,284	9,284

(注)「時価評価額」は、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

6 年 度			7 年 度		
売 却 益	売 却 損	償 却 額	売 却 益	売 却 損	償 却 額
-	-	-	-	-	-

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

6 年 度		7 年 度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
-	-	-	-

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

6 年 度		7 年 度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
-	-	-	-

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	6 年 度	7 年 度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	300	-
マンデーと方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

12. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.22年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	△EVE		△NII	
	6年度末	7年度末	6年度末	7年度末
上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	943	929	100	137
下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	-	-	-	-
ス テ ィ ー ブ 化	1,054	975	-	-
フ ラ ッ ト 化	-	-	-	-
短 期 金 利 上 昇	-	-	-	-
短 期 金 利 低 下	232	90	-	-
最 大 値	1,054	975	100	137
	6 年 度 末	7 年 度 末	6 年 度 末	7 年 度 末
自 己 資 本 の 額	12,196		12,068	

VI. 連結情報

1. グループの概況

1-1. グループの事業系統図

J Aあおばのグループは、当 J A、子会社 3 社で構成されています

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 3 社です。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。

あおば農業協同組合		子会社
本店・支店	5ヶ所	・あおば興産(株) (自動車販売・修理、燃料販売、農機具販売・修理、損害保険代理店) ・(株)セレモニーあおば(葬祭事業、その他関連事業全般) ・(株)グリーンパワーあおば(農産物の生産・加工及び販売)
営農経済センター	4ヶ所	
介護センター	1ヶ所	

1-2. 子会社等の状況

(単位：千円、%)

名 称	主たる営業所 又は事務所の 所在地	事 業 の 内 容	設 立 年 月 日	資本金又は出資金	当JAの 議決権 比率	他の子会社等 の議決権比率
あ お ば 興 産 (株)	富山市八尾町 福島471-1	自動車販売・修理、燃料販売、 農機具販売・修理、損害保険代理店	平成6年5月18日	80,000	100%	0%
(株)セ レ モ ニー あ お ば	富山市八尾町 館本郷788	葬祭事業、その他関連事業全般	平成18年7月13日	100,000	100%	0%
(株)グリーンパワーあおば	富山市八尾町 福島471-1	農産物の生産・加工及び販売	平成14年9月11日	92,450	99.9%	0%

1-3. 連結事業概況(令和7年度)

(1) 事業の概況

令和7年度の当 J Aの連結決算は、子会社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益470百万円、連結当期剰余264百万円、連結純資産11,399百万円、連結総資産127,804百万円で、連結自己資本比率は22.53%となりました。

(2) 連結子会社等の事業概況

○あおば興産株式会社

当社はあおば農協への人材派遣業、損害保険代業、自動車販売・修理、農機具販売・修理、燃料の供給を営み、売上高は3,538百万円(対前年比106.7%)当期純利益は80百万円となりました。

○株式会社セレモニーあおば

当社は葬祭事業を営みセレモニーホール「ゆうなぎ」を運営し売上高は243百万円(対前年比94.5%)、当期純利益は16百万円となりました。

○株式会社グリーンパワーあおば

当社は農産物の生産・加工および販売を営み、売上高は433百万円(対前年比172.5%)、当期純利益は75百万円となりました。

1-4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%1

項 目	令和3年度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度
連 結 経 常 収 益	6,744	6,747	6,972	6,915	7,692
信用事業収益	710	639	644	761	1,010
共済事業収益	463	442	425	418	410
農業関連事業収益	1,548	1,549	1,631	1,578	1,642
生活その他事業収益	4,023	4,116	4,270	4,156	4,628
連 結 経 常 利 益	348	333	348	250	470
連 結 当 期 剰 余 金	274	260	277	187	264
連 結 純 資 産 額	12,647	12,243	12,796	12,104	11,399
連 結 総 資 産 額	122,287	123,002	129,122	128,650	127,804
連 結 自 己 資 本 比 率	21.94%	21.43%	22.59%	22.77%	22.53%

- (注) 1. 連結経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 連結当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

1-5. 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	6 年 度	7 年 度		6 年 度	7 年 度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	113,398,487	111,786,120	1. 信用事業負債	114,796,356	114,578,038
(1) 現金	449,356	434,176	(1) 貯金	114,475,111	114,032,956
(2) 預金	86,100,106	83,139,955	(2) 譲渡性貯金	-	-
(3) 有価証券	12,725,890	12,298,620	(3) 借入金	3,398	1,699
(4) 貸出金	13,533,747	15,124,522	(4) その他の信用事業負債	317,847	543,382
(5) その他の信用事業資産	606,129	807,052	(5) 債務保証	-	-
(6) 債務保証見返	-	-	2. 共済事業負債	317,991	301,850
(7) 貸倒引当金(控除)	△16,742	△18,207	3. 経済事業負債	618,641	616,937
2. 共済事業資産	808	371	4. 設備借入金	-	-
3. 経済事業資産	2,465,767	3,315,712	5. 雑負債	298,889	384,144
4. 雑資産	235,440	167,288	6. 諸引当金	514,545	524,173
5. 固定資産	3,431,553	3,406,338	(1) 賞与引当金	74,254	73,656
6. 外部出資	9,012,674	9,012,674	(2) 退職給付に係る負債	417,679	421,821
7. 退職給付に係る資産	-	-	(3) 役員退職慰労引当金	13,154	16,532
8. 繰延税金資産	105,809	116,330	(4) 貸倒引当金	9,456	12,161
9. 再評価に係る繰延税金資産	-	-	7. 繰延税金負債	-	-
10. 繰延資産	-	-	8. 連結調整勘定	-	-
資産の部合計	128,650,540	127,804,836	9. 再評価に係る繰延税金負債	-	-
			負債の部合計	116,546,425	116,405,144
			(純資産の部)		
			1. 組合員資本	13,558,735	13,681,763
			(1) 出資金	3,298,441	3,230,132
			(2) 資本準備金	49,295	49,307
			(3) 利益剰余金	10,253,959	10,522,219
			(4) 処分未済持分	△42,960	△119,895
			(5) 子会社の所有する親組合出資金	-	-
			2. 評価・換算差額等	△1,454,620	△2,282,072
			(1) その他有価証券評価差額金	△1,454,620	△2,282,072
			(2) 土地再評価差額金	-	-
			3. 少数株主持分	-	-
			純資産の部合計	12,104,115	11,399,691
			負債及び純資産の部合計	128,650,540	127,804,836

1-6. 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	6 年 度	7 年 度		6 年 度	7 年 度
1. 事業総利益	2,670,648	2,962,580	(3) 共済事業収益	418,348	410,486
(1) 信用事業収益	761,609	1,010,997	(4) 共済事業費用	12,873	11,663
資金運用収益	692,033	945,090	共済事業総利益	405,474	398,823
(うち預金利息)	(499,207)	(683,385)	(5) その他事業収益	5,735,773	6,270,517
(うち有価証券利息)	(94,581)	(118,522)	(6) その他事業費用	4,139,278	4,401,742
(うち貸出金利息)	(98,243)	(143,182)	その他事業総利益	1,596,494	1,868,774
(うちその他受入利息)	(0)	(0)	2. 事業管理費	2,508,545	2,563,627
役務取引等収益	34,442	35,951	(1) 人件費	1,722,089	1,724,440
その他事業直接収益	-	-	(2) その他事業管理費	786,456	839,186
その他経常収益	35,134	29,955	事業利益	162,102	398,953
(2) 信用事業費用	92,929	316,014	3. 事業外収益	140,114	133,983
資金調達費用	42,739	167,444	(うち持分法による投資益)	-	-
(うち貯金利息)	(39,523)	(165,498)	4. 事業外費用	51,217	62,178
(うち給付補填備金繰入)	(2,638)	(1,235)	(うち持分法による投資損)	-	-
(うち借入金利息)	(-)	(-)	経常利益	250,999	470,758
(うちその他支払利息)	(577)	(710)	5. 特別利益	51,880	749
役務取引等費用	5,258	5,281	6. 特別損失	43,518	93,883
その他事業直接費用	-	85,770	税引前当期純利益	259,360	377,624
その他経常費用	44,931	57,519	7. 法人税・住民税及び事業税	79,472	124,139
(うち貸倒引当金繰入額)	(△5,687)	(1,464)	8. 法人税等調整額	△7,757	△10,520
(うち貸出金償却)	(-)	(-)	法人税等合計	71,715	113,618
			9. 少数株主利益(損失)	-	-
信用事業総利益	668,679	694,982	当期剰余金	187,645	264,006

1-7. 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	6 年 度	7 年 度		6 年 度	7 年 度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	259,360	377,624	その他の資産の純増(△)減	△39,069	70,337
減価償却費	258,029	247,206	その他の負債の純増減(△)	△2,629	59,056
減損損失	-	-	未払消費税等の増減(△)額	288	△287
連結調整勘定償却額	-	-	信用事業資金運用による収入	1,110,608	943,771
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△6,948	△1,127	信用事業資金調達による支出	△41,158	△123,699
賞与引当金の増減額(△は減少)	251	△599	共済貸付金利息による収入	-	-
退職給付引当金の増減額(△は減少)	23,968	4,141	共済借入金利息による支出	-	-
その他引当金等の増減額(△は減少)	5,964	6,082	事業の利用分量に対する配当金の支払額	△71,094	△14,477
信用事業資金運用収益	△690,835	△943,771	小計	2,496,663	320,172
信用事業資金調達費用	42,739	167,444	雑利息及び出資配当金の受取額	35,457	35,457
共済貸付金利息	-	-	雑利息の支払額	-	-
共済借入金利息	-	-	法人税等の支払額	△50,302	△76,442
受取雑利息及び受取出資配当金	△35,457	△35,457	事業活動によるキャッシュ・フロー	2,481,818	279,187
支払雑利息	-	-	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券関係損益(△は益)	△1,198	△1,319	有価証券の取得による支出	-	-
固定資産売却損益(△は益)	△736	7,172	有価証券の売却による収入	△1,098,092	△398,863
その他固定資産関係損益(△は益)	34	-	有価証券の償還による収入	-	-
持分法による投資損益(△は益)	-	-	補助金等の受入による収入	40,457	40,457
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			固定資産の取得による支出	△250,626	△260,464
貸出金の純増(△)減	7,271	△1,590,776	固定資産の売却による収入	9,640	△41,690
預金の純増(△)減	2,500,000	2,500,000	外部出資による支出	△44,100	-
貯金の純増減(△)	78,613	△442,155	外部出資の売却等による収入	-	-
信用事業借入金の純増減(△)	△1,699	△1,699	投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,342,721	△660,560
その他の信用事業資産の純増(△)減	△593,217	△200,923	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他の信用事業負債の純増減(△)	75,732	181,789	設備借入れによる収入	-	-
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			設備借入金の返済による支出	-	-
共済貸付金の純増減(△)	-	-	出資の増額による収入	132,746	135,859
共済借入金の純増減(△)	-	-	出資の払戻しによる支出	△171,326	△204,168
共済資金の純増減(△)	△3,564	△14,138	持分の譲渡による収入	△25,234	△42,960
未経過共済付加収入の純増減(△)	△7,455	△2,310	持分の取得による支出	7,508	△33,795
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			出資配当金の支払額	△16,487	△16,256
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△16,160	24,698	少数株主への配当金支払額	-	-
経済受託債権の純増(△)減	△408,463	△867,286	財務活動によるキャッシュ・フロー	△72,793	△161,500
棚卸資産の純増(△)減	△10,111	△6,515	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	1,066,304	△542,873
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	32,026	△80,167	5. 現金及び現金同等物の期首残高	3,983,073	5,049,462
経済受託債務の純増減(△)	31,573	25,022	6. 現金及び現金同等物の期末残高	5,049,377	4,506,589

1-8. 連結注記表

1-8-1. 令和6年度分

(1) 連結書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

① 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等 3 社

○あおば興産株式会社

○株式会社セレモニーあおば

○株式会社グリーンパワーあおば（今年度から連結）

② 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

③ 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については全面時価評価法を採用しております。

④ 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、発生年度に全額償却しております。

⑤ 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

⑥ 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの普通預金及び通知預金となっています。

(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)

(ア) 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)

(イ) 子会社株式及び
関連会社株式等 : 移動平均法による原価法

(ウ) その他有価証券
時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

2) 棚卸資産

購買品(肥料、農薬) …総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

購買品(上記以外の購買品) …売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

その他の棚卸資産(原材料等) …総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

商 品(自動車農機製品) …個別法による原価法

商 品(上記以外) …あおば興産(株)-売価還元法
(株)セレモニーあおば-最終仕入原価法

②固定資産の減価償却の方法

1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

2)無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当グループにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

③引当金の計上基準

1)貸倒引当金

連結される子会社の貸倒引当金は、法人税法の法定繰入率により計上しています。

2)賞与引当金

職員(従業員)に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

3)退職給付引当金

職員(従業員)の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

④消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

⑤決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

1-8-2. 令和7年度分

(1) 連結書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

① 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・・・・・・・・・・3 社

○あおば興産株式会社

○株式会社セレモニーあおば

○株式会社グリーンパワーあおば

② 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

③ 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、発生年度に全額償却しております。

④ 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

(1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

2) 棚卸資産

購買品（肥料、農薬） …総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購買品（上記以外の購買品） …売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

その他の棚卸資産（原材料等）…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

商品（自動車農機製品） …個別法による原価法

商品（上記以外） …あおば興産(株)-売価還元法 (株)セレモニーあおば-最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を 0 とする定額法を採用しています。

③ 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

なお、連結される子会社の貸倒引当金は、法人税法の法定繰入率により計上しています。

2) 賞与引当金

職員（従業員）に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

3) 退職給付引当金

職員（従業員）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

④収益及び費用の計上基準（子会社を除く）

当グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

3) 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

4) 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5) 介護・福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

⑥計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

⑦その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について（子会社を除く）

当グループは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

2) 米共同計算

当グループは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、両者を合算してプール計算を行う「JA 共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少させる会計処理を行っています。

なお、精算が終了していない「JA 共同計算」にかかる経済受託債権と経済受託債務については、期末時にそれぞれ対応する債権・債務を相殺して表示しています。

3) 当グループが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益及び販売事業収益のうち、当グループが代理人として購買品の供給及び販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料及び販売手数料として表示しています。

1-9. 連結剰余金計算書 (単位：千円)

科 目	6 年 度	7 年 度
連結剰余金期首残高	10,154,243	10,253,946
連結剰余金増加高	-	299,006
連結剰余金減少高	87,581	30,734
支払配当金	87,581	30,734
役員賞与金	-	-
当期剰余金	187,645	264,007
連結剰余金期末残高	10,254,307	10,522,218

1-10. 連結事業年度のリスク管理債権の状況 (単位：百万円)

種 類	6 年 度	7 年 度	増 減
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	47	57	10
3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	47	57	10

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

1-11. 連結事業年度の事業別経常収益等 (単位：百万円)

区 分	項 目	6 年 度	7 年 度
信用事業	事業収益	761	1,010
	経常利益		
	資産の額	113,398	111,786
共済事業	事業収益	418	410
	経常利益		
	資産の額	0	0
農業関連事業	事業収益	1,578	1,642
	経常利益		
	資産の額	2,465	3,315
その他事業	事業収益	4,156	4,628
	経常利益		
	資産の額	12,785	12,702
計	事業収益	6,915	7,692
	経常利益	250	470
	資産の額	128,650	127,804

1-12. 財務諸表の正確性等にかかる確認書

確 認 書

1. 私は、当 J A の令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和8年6月26日

あおば農業協同組合

代表理事組合長 中 野 秀

2. 連結自己資本の充実の状況

令和8年2月末における連結自己資本比率は、22.53%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額3,230百万円(前年度3,298百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	6 年 度	7 年 度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,528,001	13,608,490
うち、出資金及び資本準備金の額	3,347,736	3,279,439
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	10,253,959	10,522,219
うち、外部流出予定額 (△)	30,734	73,273
うち、上記以外に該当するものの額	△42,960	△119,895
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,432	3,276
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,432	3,276
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	13,531,433	13,611,766
コア資本にかかる調整項目	-	-
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	13,678	15,472
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13,678	15,472
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-

うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	13,678	15,472
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	13,517,755	13,596,294
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	54,186,899	54,092,876
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	-	-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,166,596	6,267,932
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（二）	59,353,495	60,360,808
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（二））	22.77%	22.53%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、当年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)		6 年 度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	現金	442	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,793	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	4,133	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	200	20	0
	我が国の政府関係機関向け	902	90	3
	地方三公社向け	300	20	0
	金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	86,232	17,246	689
	法人等向け	1,994	780	31
	中小企業等向け及び個人向け	904	554	22
	抵当権付住宅ローン	598	207	8
	不動産取得等事業向け	-	-	-
	三月以上延滞等	2	-	-
	取立未済手形	19	3	0
	信用保証協会等保証付	6,983	687	27
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-
	出資等	790	790	31
	（うち出資等のエクスポージャー）	790	790	31
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
	上記以外	17,053	33,292	1,331
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー）	10,776	26,941	1,077
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	105	264	10
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-

	(うち上記以外のエクスポージャー)	6, 170	6, 086	243
証券化		-	-	-
	(うちS T C要件適用分)	-	-	-
	(うち非S T C適用分)	-	-	-
再証券化		-	-	
リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		300	0	0
	(うちルックスルー方式)	300	0	0
	(うちマンデーと方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によるリスク・アセットの額により算入されるものの額		-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)		-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		129, 609	53, 694	2, 147
CVAリスク相当額÷8%		-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額		129, 609	53, 694	2, 147
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a 3, 354	所要自己資本額 b = a × 4 % 134		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a 57, 048	所要自己資本額 b = a × 4 % 2, 281		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)		7	年 度	
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	現金	429	－	－
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,894	－	－
	外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
	国際決済銀行等向け	－	－	－
	我が国の地方公共団体向け	3,780	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
	国際開発銀行向け	－	－	－
	地方公共団体金融機構向け	200	20	0
	我が国の政府関係機関向け	902	90	3
	地方三公社向け	300	20	0
	金融機関及び第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	84,371	17,074	682
	（うち第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け）	－	－	－
	カバード・ボンド向け	－	－	－
	法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	2,330	464	18
	（うち特定貸付債権向け）	－	－	－
	中堅中小企業等向け及び個人向け	1,655	1,206	48
	（うちトランザクター向け）	12	5	0
	不動産関連向け	991	535	21
	（うち自己居住用不動産等向け）	831	307	12
	（うち賃貸用不動産向け）	－	－	－
	（うち事業用不動産関連向け）	160	228	9
	（うちその他不動産関連向け）	－	－	－
	（うちADC向け）	－	－	－
	劣後債券及びその他資本性証券等	－	－	－
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向 けを除く。）	21	0	0
	自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	0	0	0
	取立未済手形	27	5	0
	信用保証協会等保証付	6,713	665	26
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	－	－	－
	株式等	790	790	31
	共済約款貸付	－	－	－
	上記以外	18,356	35,760	1,430
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－
	（うち他の金融機関等の対象資本等調 達手段のうち対象普通出資等及びその 他外部TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポ ージャー）	－	－	－
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手 段等に係るエクスポージャー）	11,486	28,715	1,148

	(うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポ ージャー)	116	290	11
	(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金融 機関等に係るその他外部TLAC関連調達 手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連調 達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	6,753	6,753	270
証券化		-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-
	(短期STC要件適用分)	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
	(うちSTC・不良債権証券化適用対 象外分)	-	-	-
再証券化		-	-	-
リスクウェイトのみなし計算が適用されるエ クスポージャー		-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入さ れなかったものの額(△)		-	-	-
標準的手法を運用するエクスポ ージャー計		129,768	56,635	2,265
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)		-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー		-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		129,768	56,635	2,265
マーケットリスク に対する所有自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当 額の合計額を8%で除し て得た額 a	所有自己資本 額 b=a×4% -	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a 1,218	所要自己資本額 b=a×4% 48	
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 a 57,853	所要自己資本額 b=a×4% 2,314	

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	7 年 度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額 を8%で除して得た額	1,218
オペレーショナル・リスクに対する所要自 己資本の額	48
B I	812
B I C	97

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手段として用いる保証又はクレジット・デリバティブの面積額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3)信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。

J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P. 89)をご参照ください。

②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody' s)
S & Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の 公共部門向けエクスポートジャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポートジャー	R&I、Moody' s、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポートジャー	R&I、Moody' s、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポートジャー	R&I、Moody' s、JCR、S&P、Fitch	

③信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 百万円)

		6 年 度				7 年 度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー
			うち 貸出金等	うち債券			うち 貸出金等	うち債券	
法人	農 業	363	363	-	-	377	377	-	0
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	0	0	-	-	200	-	200	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	300	-	300	-	300	-	300	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	700	-	700	-	801	-	801	-
	運 輸 ・ 通 信 業	1,505	-	1,505	-	2,007	-	2,007	-
	金 融 ・ 保 険 業	88,232	2,282	500	-	86,564	3,992	500	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	234	234	-	-	231	231	-	-
	日本国政府・地方公共団体	12,926	2,026	10,900	-	12,674	1,873	10,801	-
	上 記 以 外	10,106	117	-	0	10,620	107	-	0
	個 人	8,546	8,546	-	2	8,690	8,690	-	22
そ の 他		6,391	-	-	-	7,299	-	-	-
業 種 別 残 高 計		129,309	13,572	13,907	2-	129,768	15,272	14,612	22
	1 年 以 下	86,394	261	500		83,489	217	-	
	1 年 超 3 年 以 下	481	381	99		904	603	300	
	3 年 超 5 年 以 下	2,162	1,560	601		2,198	1,196	1,002	
	5 年 超 7 年 以 下	1,575	676	899		1,538	740	798	
	7 年 超 1 0 年 以 下	4,711	1,506	3,205		8,119	3,409	4,709	
	1 0 年 超	17,600	8,999	8,601		16,706	8,904	7,801	
	期 限 の 定 め の な い も の	16,383	187	-		16,811	199	-	
	残 存 期 間 別 合 計	129,309	13,572	13,907		129,768	15,272	14,612	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規程する「破産更生債権およびこれらに準ずる債務」、「危険債務」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

④ 3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

区 分	6 年 度					7 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他				目 的 使 用	そ の 他	
一般貸倒引当金	2	0	-	2	0	0	0	-	0	0
個別貸倒引当金	24	19	-	24	19	19	17	2	16	17

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分			6 年 度						7 年 度					
			個 別 貸 倒 引 当 金					貸出金 償却	個 別 貸 倒 引 当 金					貸出金 償却
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
					目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農 業	0	-	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売小売飲食サービス業	3	2	-	3	2	-	2	-	2	0	-	2	
	上 記 以 外	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
個 人		20	16	-	20	16	-	16	17	-	16	17	-	
業 種 別 計		24	19	-	24	19	-	19	17	2	16	17	2	

- (注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。
3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑥信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効 果 適 用 前		C C F ・ 信 用 リ ス ク 削 減 効 果 適 用 後		信用リス ク・ア セットの 額	リス ク ・ ウェイトの 加重平均値
		オン・バラ ンス資産項 目	オフ・バ ランス資 産項目	オン・バラ ンス資産項 目	オフ・バ ランス資 産項目		
		A	B	C	D	E	F (= E / (C+D))
現金	0	429	-	429	-	-	0
我が国の中央政府及び 中央銀行	0	8,894	-	8,894	-	-	0
外国の中央政府及び中 央銀行	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体 向け	0	3,780	-	3,780	-	-	0
外国の中央政府等以外 の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構 向け	10~20	200	-	200	-	20	10
我が国の政府関係機関 向け	10~20	902	-	902	-	90	10
地方三公社向け	20	300	-	300	-	20	7
金融機関第一種金融商 品取引業者及び保険会 社向け	20~150	84,371	-	84,371	-	17,074	20
（うち第一種金融商 品取引業者及び保険 会社向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-

法人等向け（特定貸付債権を含む。）	20～150	2,330	-	2,330	-	464	20
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,570	844	1,420	84	1,206	80
（うちトランザクター向け）	45	-	121	-	12	5	45
不動産関連向け	20～150	991	-	973	-	535	55
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	831	-	821	-	307	37
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	160	-	152	-	228	150
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産向けを除く）	50～150	3	9	-	0	0	50
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	0	-	0	-	0	50
取立未済手形	20	27	-	27	-	5	20
信用保証協会等による保証付	0～10	6,713	-	6,651	-	665	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	790	-	790	-	790	100
上記以外	100～1250	18,356	-	18,356	-	35,760	195
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー）	250	11,486	-	11,486	-	28,715	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	116	-	116	-	290	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有し	250	-	-	-	-	-	-

	ている他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)							
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100	6,753	-	6,753	-	6,753	100
証券化		-	-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
	(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化		-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		-	-	-	-	-	-	-
未決済取引		-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		-	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		-	-	-	-	-	-	56,635

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑦ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
(単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）													
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計	
我が国の中央政府及び中央銀行	8		-		-		-		-		-		8	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-		-		-		-		-		-		-	
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計
我が国の地方公共団体向け	3		-		-		-		-		-		-	3
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-		-	-
地方公共団体金融機関向け	-		0		-		-		-		-		-	0
我が国の政府関係機関向け	-		0		-		-		-		-		-	0
地方三公社向け	0		-		0		-		-		-		-	0
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計
国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-		-	-
	20%		30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計
金融機関第一種金融商品取引業者及び保険会社向	83		-		1		-		-		-	-	-	84
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-		-		-		-		-		-	-	-	-
	10%		15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-	-	-	-
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他			合計		
法人等向け（特定貸付債権を含む。）	2	-	-	-	-	0	-	-	0			2		
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-		
	100%		150%		250%		400%		400%		その他		合計	
劣後債券及びその他資本性証券等	-		-		-		-		-		-		-	-
株式等	-		-		0		-		-		-		-	0
	45%		75%		100%		その他		その他		合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	0		0		0		0		0		1			
（うちトランザクター向け）	0		-		-		-		-		0			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	0	0	-	-	-	-	0	0	-	-	0	0	0	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他		合計	
不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	
	70%		90%		110%		1125.50%		150%		その他		合計	
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	-		-		-		-		0		-		0	
	60%				その他				合計					

不動産関連向け(うちその他不動産関連向け)	-		-		-	
	100%	150%		その他	合計	
不動産関連向け(うちADC向け)	-	-		-	-	
	50%	100%	150%	その他	合計	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	0	-	-	0	0	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	-	-	-	0	
	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	0	-	-	-	-	0
取立未済手形	-	-	0	-	-	0
信用保証協会による保証付	-	6	-	-	0	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑧信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		6 年 度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	13,810	13,810
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	7,974	7,974
	リスク・ウェイト 20%	1,502	86,453	87,955
	リスク・ウェイト 35%	-	592	592
	リスク・ウェイト 50%	-	1	1
	リスク・ウェイト 75%	-	746	746
	リスク・ウェイト 100%	-	7,344	7,344
	リスク・ウェイト 150%	-	-	-
	リスク・ウェイト 250%	-	10,882	10,882
	その他	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%		-	-	-
計		1,502	127,806	129,309

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用するエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リ ス ク ・ ウェイトの 区 分	7 年 度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及 び与信相当 額の合計 (CCF・信用 リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	107,512	－	－	107,301
40%～70%	1,298	130	10	1,310
75%	992	155	10	998
80%	－	－	－	－
85%	306	－	－	306
90%～100%	245	560	10	299
105%～130%	－	－	－	－
150%	160	－	－	152
250%	790	－	－	790
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	1	6	10	1
合計	111,309	853	10	111,161

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P. 91)をご参照ください。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	6 年 度	
	適格金融 資産担保	保 証
地 方 公 共 団 体 金 融 機 関 向 け	-	-
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	-	-
地 方 三 公 社 向 け	-	200
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-
法 人 等 向 け	-	-
中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	3	24
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	-	-
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	-	-
三 月 以 上 延 滞 等	-	-
証 券 化 (エ ク ス ポ ー ジ ャ ー)	-	-
中 央 清 算 機 関 関 連	-	-
上 記 以 外	6	76
合 計	9	301

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	7 年 度	
	適格金融 資産担保	保 証
地 方 公 共 団 体 金 融 機 関 向 け	-	-
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	-	-
地 方 三 公 社 向 け	-	200
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び 保 険 会 社 向 け	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	100
中 堅 中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	8	20
自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け	0	73
賃 貸 用 不 動 産 向 け	-	-
事 業 用 不 動 産 関 連 向 け	-	-
延 滞 等 向 け (自己居住用不動産等向けを除く)	-	-
自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け エ ク ス ポ ー ジ ャ ー に 係 る 延 滞	-	0
証 券 化	-	-
中 央 清 算 機 関 関 連	-	-
上 記 以 外	-	-
合 計	9	396

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3ヵ月以上限度額を超えた当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しておりますが、該当する取引はありません。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

(8) マーケット・リスクに関する事項

◇当JAグループは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

①オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.18)をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.93)をご参照ください。

②出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価（単位：百万円）

	6 年 度		7 年 度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	9,284	9,284	9,284	9,284
合 計	9,284	9,284	9,284	9,284

(注)「時価評価額」は、時価のないものは貸借対照表上計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

6 年 度			7 年 度		
売 却 益	売 却 損	償 却 額	売 却 益	売 却 損	償 却 額
-	-	-	-	-	-

④連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

6 年 度		7 年 度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

6 年 度		7 年 度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
-	-	-	-

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	6 年 度	7 年 度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	300	
マンデーと方式を適用するエクスポージャー	-	
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	

(12) 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(P. 95)をご参照ください。

②金利リスクに関する事項

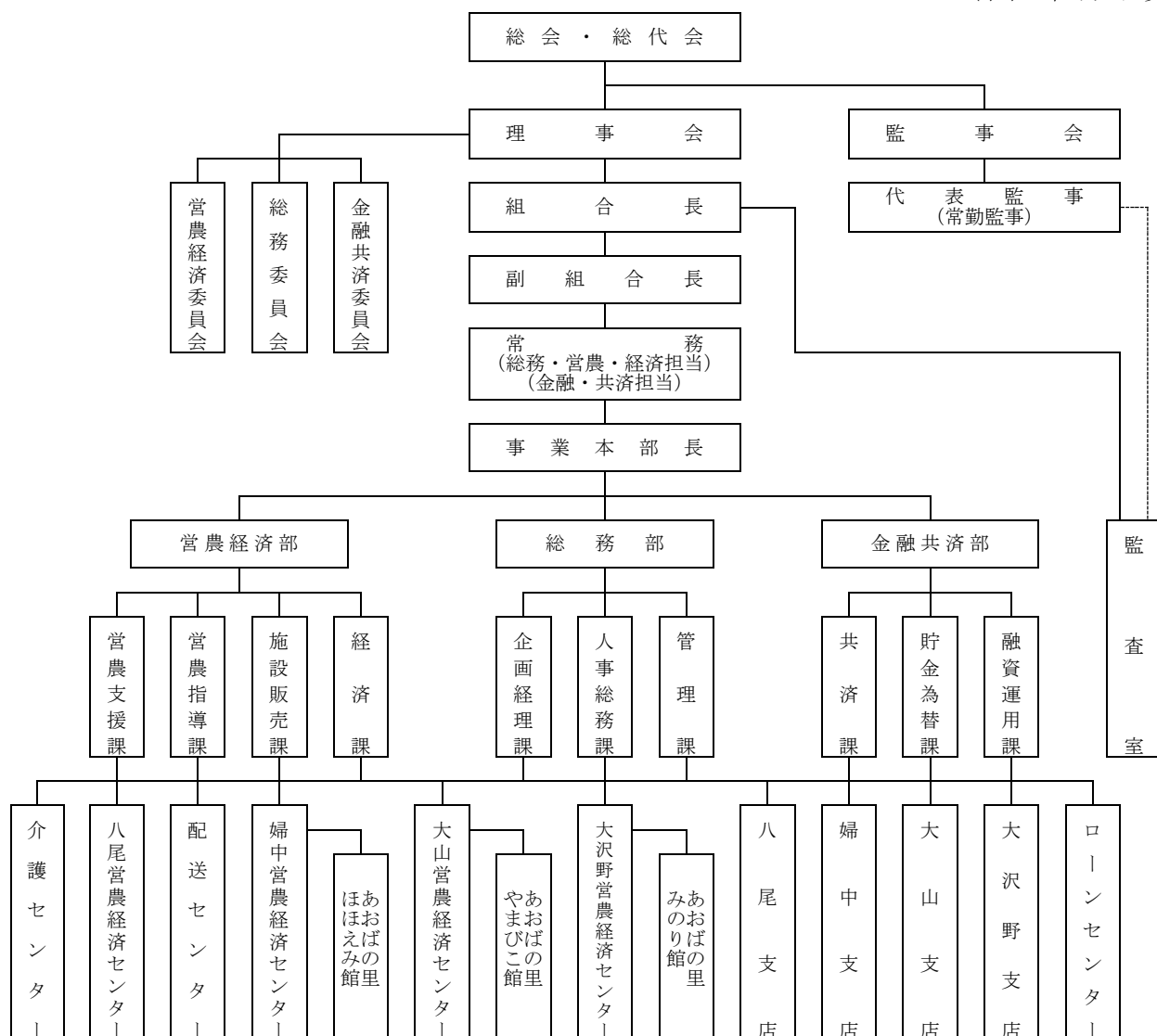
(単位：百万円)

	△EVE		△NII	
	6年度末	7年度末	6年度末	7年度末
上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	943	929	100	137
下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	-	-	-	-
ス テ ィ ー プ 化	1,054	975	-	-
フ ラ ッ ト 化	-	-	-	-
短 期 金 利 上 昇	-	-	-	-
短 期 金 利 低 下	232	90	-	-
最 大 値	1,054	975	100	137
	6 年 度 末	7 年 度 末	6 年 度 末	7 年 度 末
自 己 資 本 の 額	12,196		12,068	

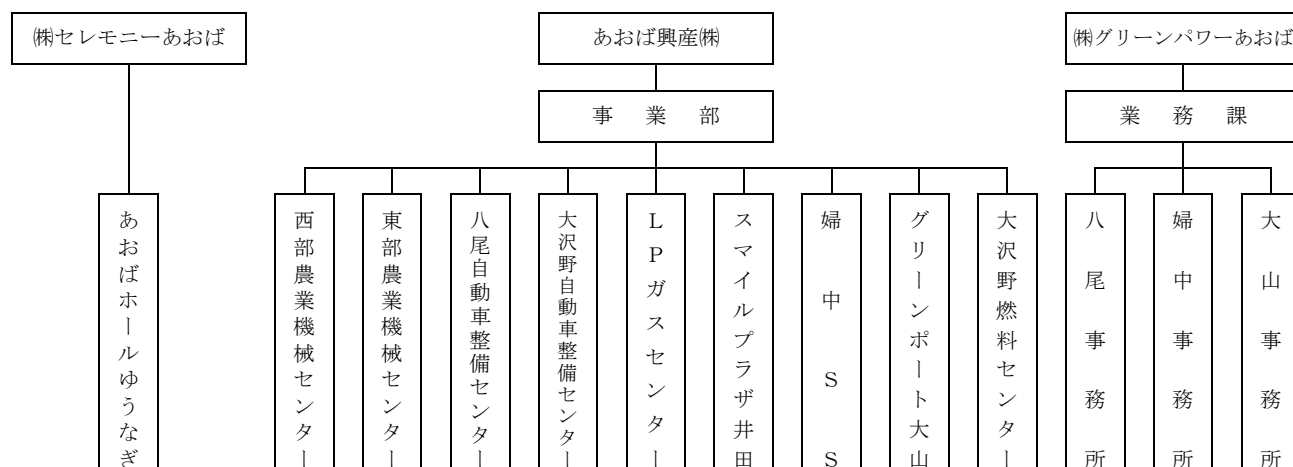
【 JA の 概 要 】

1. 機構図

(令和8年4月3日現在)



子会社



2. 役員一覧

(令和8年2月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	柞 山 明	理 事	森 山 美 雪
副 組 合 長 理 事	舟 橋 美 臣	理 事	岡 田 勇
常 務 理 事	埜 田 幸 雄	理 事	宮 田 香 代 子
常 務 理 事	松 井 亨	理 事	杉 本 季 大
理 事	中 野 秀	理 事	大 開 守
理 事	田 村 善 光	理 事	山 崎 修
理 事	瀬 川 稔	代 表 監 事	長 谷 良 樹
理 事	大 道 勝 則	監 事	松 川 悦 男
理 事	眞 田 由 香 里	監 事	高 沢 俊 一
理 事	坂 林 慶 子	監 事	久 郷 英 邦
理 事	出 町 治 雄	監 事	西 野 良 裕

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和8年2月現在） 所在地 東京都港区

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	6 年 度	7 年 度	増 減
正 組 合 員	6,430	6,291	△139
個 人	6,346	6,203	△143
法 人	84	88	4
准 組 合 員	7,365	7,330	△35
個 人	7,099	7,065	△34
法 人	266	265	△1
合 計	13,795	13,621	△174

5. 組合員組織の状況

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
J A あ お ば 青 壮 年 部 組 織 協 議 会	100名	J A あ お ば 白 ね ぎ 出 荷 組 合 婦 中 支 部	8名
J A あ お ば 女 性 部	161名	水 と 緑 ふ ち ゆ う	3名
J A あ お ば 畜 産 協 議 会	12名	婦 中 町 青 果 物 出 荷 組 合 音 川 支 部	4名
J A あ お ば 花 き 出 荷 組 合	52名	婦 中 町 青 果 物 出 荷 組 合 朝 日 支 部	39名
J A あ お ば に ん じ ん 出 荷 組 合	14名	J A あ お ば 青 壮 年 部 婦 中 支 部	47名
J A あ お ば 軟 弱 野 菜 出 荷 組 合	10名	J A あ お ば 女 性 部 婦 中 支 部	56名
J A あ お ば 白 ね ぎ 出 荷 組 合	25名	J A あ お ば 農 産 物 直 売 会 婦 中 支 部	256名
J A あ お ば 農 産 物 直 売 会	599名	山 田 村 花 き 生 産 組 合	7名
J A あ お ば ジ ン ジ ャ ー ガ ー ル ズ & ボ ー イ ズ	39名	山 田 村 花 木 生 産 組 合	15名
J A あ お ば え ご ま ・ ご ま 生 産 部 会	19名	八 尾 そ ば 生 産 協 議 会	52名
大 沢 野 ら っ き ょ う 出 荷 組 合	4名	助 け 合 い 組 織 「 あ い の 会 」	14名
大 沢 野 い ち じ く 出 荷 組 合	8名	J A あ お ば 青 壮 年 部 保 内 支 部	15名
大 沢 野 ね ぎ 出 荷 組 合	6名	J A あ お ば 青 壮 年 部 室 牧 支 部	26名
大 沢 野 ぎ ん な ん 生 産 組 合	12名	J A あ お ば 女 性 部 八 尾 支 部	42名
大 沢 野 自 立 営 農 同 友 会	16名	J A あ お ば 農 産 物 直 売 会 八 尾 支 部	128名
J A あ お ば 農 産 物 直 売 会 大 沢 野 支 部	162名	J A あ お ば 青 年 部 杉 原 支 部	12名
J A あ お ば 女 性 部 大 沢 野 支 部	28名	林 産 果 実 部 会 柿 部 会	5名
大 沢 野 地 区 W C S 推 進 協 議 会	24名	林 産 果 実 部 会 り ん ご 部 会	13名
大 山 白 ね ぎ 出 荷 組 合	6名	ね ぎ 部 会 八 尾 支 部	5名
大 山 地 域 直 播 実 践 組 合	7名		
大 山 大 豆 組 合	4名		
J A あ お ば 農 産 物 直 売 会 大 山 支 部	53名		
J A あ お ば 女 性 部 大 山 支 部	35名		
婦 中 町 青 果 物 出 荷 組 合	43名		
婦 中 町 農 業 経 営 体 連 絡 協 議 会	44名		
婦 中 町 水 稻 直 播 研 究 会	28名		

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当はありません。

7. 地区一覧

富山市全域

8. 店舗等のご案内

(令和8年2月末現在)

店 舗 及 び 事 務 所 名	住 所	電 話 番 号	A T M 設 置 台 数
本 店	富山市八尾町福島 471 番地 1	454-3175	1 台
大 沢 野 支 店	富山市上大久保 1359 番地 2	467-2321	2 台
大 山 支 店	富山市田島 640 番地 1	483-1411	1 台
婦 中 支 店	富山市婦中町羽根 947 番地 1	469-5311	5 台 (内 3 台店舗外)
八 尾 支 店	富山市八尾町井田 444 番地	455-2131	2 台
大 沢 野 営 農 経 済 セ ン タ ー	富山市上大久保 1359 番地 2	467-2322	
大 山 営 農 経 済 セ ン タ ー	富山市田島 640 番地 1	483-3950	
婦 中 営 農 経 済 セ ン タ ー	富山市婦中町羽根 952 番地	469-6103	
八 尾 営 農 経 済 セ ン タ ー	富山市八尾町井田 444 番地	455-3277	
介 護 セ ン タ ー	富山市八尾町黒田 2702 番 1	454-3106	

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
＜概況及び組織に関する事項＞	
○ 業務の運営の組織	128
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	129
○ 会計監査人の名称	129
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	130
○ 事務所の名称及び所在地	130
＜主要な業務の内容＞	
○ 主要な業務の内容	28～35
＜主要な業務に関する事項＞	
○ 直近の事業年度における事業の概況	11～13
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	
・ 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	65
・ 経常利益又は経常損失	65
・ 当期剰余金又は当期損失金	65
・ 出資金及び出資口数	65
・ 純資産額	65
・ 総資産額	65
・ 貯金等残高	65
・ 貸出金残高	65
・ 有価証券残高	65
・ 単体自己資本比率	65
・ 剰余金の配当の金額	65
・ 職員数	65
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
◇ 主要な業務の状況を示す指標	
・ 事業粗利益及び事業粗利益率	65
・ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	65
・ 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	66
・ 受取利息及び支払利息の増減	66
・ 総資産経常利益率及び資本経常利益率	76
・ 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	76
◇ 貯金に関する指標	
・ 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	67
・ 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	67
◇ 貸出金等に関する指標	
・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	67
・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	67
・ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	67
・ 使途別の貸出金残高	68
・ 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	68
・ 貯貸率の期末値及び期中平均値	76
◇ 有価証券に関する指標	
・ 商品有価証券の種類別の平均残高	70
・ 有価証券の種類別の残存期間別の残高	71
・ 有価証券の種類別の平均残高	70
・ 貯証率の期末値及び期中平均残高	76
＜業務の運営に関する事項＞	
○ リスク管理の体制	17～19
○ 法令遵守の体制	20
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	14～16
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	20～21
＜直近の2事業年度における財産の状況に関する事項＞	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失金処理計算書）	37～38・62
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・ 破綻先債権に該当する貸出金	69
・ 延滞債権に該当する貸出金	69
・ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	69
・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	69
○ 自己資本の充実の状況	77～96
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・ 有価証券	71～72
・ 金銭の信託	72
・ デリバティブ取引	72
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	70
○ 貸出金償却の額	70
○ 会計監査人の監査	64

組合連結開示項目掲載ページ一覧(農協法施行規則205条関係)

開 示 項 目	ペ ー ジ
＜組合及び子会社等の概況に関する事項＞	
○ 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	97
○ 組合の子会社等に関する事項	
・ 名称	97
・ 主たる営業所又は事務所の所在地	97
・ 資本金又は出資金	97
・ 事業の内容	97
・ 設立年月日	97
・ 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	97
・ 組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、 総社員又は総出資者の議決権に占める割合	97
＜主要な業務に関する事項を連結したもの＞	
○ 直近の事業年度における事業の概況	97
○ 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	
・ 経常収益	98
・ 経常利益(経常損失)	98
・ 当期利益(当期損失)	98
・ 純資産額	98
・ 総資産額	98
・ 連結自己資本比率	98
＜直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項を連結したもの＞	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	98～99・106
○ 貸出金にかかる事項	
・ 破綻先債権に該当する貸出金	106
・ 延滞債権に該当する貸出金	106
・ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	106
・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	106
○ 自己資本の充実の状況	108～126
○ 組合及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、 当該区分に属する経常収益の額、経常利益の額及び資産の額として算出したもの	106